

令和8年（2026年）3月9日（月曜日）

第 7 号

令和8年第1回北海道議会定例会会議録

第7号

令和8年（2026年）3月9日（月曜日）

議事日程 第7号

3月9日午後1時開議

日程第1、常任委員の委員会所属変更の件

日程第2、特別委員補欠選任の件

日程第3、議案第1号ないし第55号、第60号ないし第75号及び報告第1号
(質疑並びに一般質問)

○本日の会議に付した案件

1. 日程第1から日程第3
1. 予算特別委員会の設置
1. 議案及び報告の予算特別委員会付託
1. 予算特別委員の選任
1. 議案の食と観光調査特別委員会及び人口減少問題・地方分権改革等調査特別委員会付託
1. 議案の常任委員会付託

出席議員 (94人)

議長 100番 伊藤 条 一 君
副議長 82番 梶谷 大志 君
1番 山崎 真由美 君
2番 岡田 遼 君
3番 小林 千代美 君
4番 清水 敬弘 君
5番 板谷 よしひさ 君
6番 伊東 尚悟 君
7番 今津 寛史 君
8番 木下 雅之 君

9番 黒田 栄継 君
10番 小林 雄志 君
11番 高田 真次 君
12番 武市 尚子 君
13番 千葉 真裕 君
15番 鶴羽 芳代子 君
16番 戸田 安彦 君
17番 早坂 貴敏 君
18番 藤井 辰吉 君
19番 前田 一男 君
20番 水間 健太 君
21番 鈴木 仁志 君
22番 田中 勝一 君
23番 石川 さわ子 君
24番 海野 真樹 君
25番 丸山 はるみ 君
26番 中村 守 君
27番 寺島 信寿 君
28番 水口 典一 君
29番 川澄 宗之介 君
30番 木葉 淳 君
31番 小泉 真志 君
32番 鈴木 一磨 君
33番 武田 浩光 君
34番 淵上 綾子 君
35番 宮崎 アカネ 君
36番 山根 まさひろ 君
37番 和田 敬太 君
38番 植村 真美 君
39番 佐々木 大介 君
40番 滝口 直人 君

41番	林 祐 作 君	79番	松 山 丈 史 君
42番	檜 垣 尚 子 君	80番	市 橋 修 治 君
43番	宮 下 准 一 君	81番	稲 村 久 男 君
44番	村 田 光 成 君	84番	広 田 まゆみ 君
45番	渡 邊 靖 司 君	85番	高 橋 亨 君
46番	浅 野 貴 博 君	86番	平 出 陽 子 君
47番	安 住 太 伸 君	87番	花 崎 勝 君
48番	内 田 尊 之 君	88番	三 好 雅 君
49番	大 越 農 子 君	89番	村 木 中 君
50番	太 田 憲 之 君	90番	吉 田 祐 樹 君
51番	桐 木 茂 雄 君	91番	田 中 芳 憲 君
52番	久保秋 雄 太 君	92番	富 原 亮 君
53番	佐 藤 禎 洋 君	93番	松 浦 宗 信 君
55番	千 葉 英 也 君	94番	中 司 哲 雄 君
57番	船 橋 賢 二 君	95番	藤 沢 澄 雄 君
58番	丸 岩 浩 二 君	96番	村 田 憲 俊 君
60番	池 端 英 昭 君	97番	吉 田 正 人 君
61番	菅 原 和 忠 君	98番	喜 多 龍 一 君
62番	中 川 浩 利 君	99番	高 橋 文 明 君
63番	畠 山 みのり 君	欠 席 議 員 (3人)	
64番	沖 田 清 志 君	54番	清 水 拓 也 君
65番	笹 田 浩 君	56番	道 見 泰 憲 君
66番	白 川 祥 二 君	59番	中 野 秀 敏 君
67番	新 沼 透 君	欠 員 (3人)	
68番	阿知良 寛 美 君	14番	
69番	田 中 英 樹 君	71番	
70番	中野渡 志 穂 君	83番	
72番	真 下 紀 子 君	<hr/>	
73番	荒 当 聖 吾 君	出 席 説 明 員	
74番	森 成 之 君	知 事	鈴 木 直 道 君
75番	赤 根 広 介 君	副 知 事	濱 坂 真 一 君
76番	佐 藤 伸 弥 君	同	三 橋 剛 君
77番	池 本 柳 次 君	公 営 企 業 管 理 者	天 沼 宇 雄 君
78番	滝 口 信 喜 君	病 院 事 業 管 理 者	井 上 聡 巳 君

総務部長
 兼北方領土対策
 本部部長
 坂本隆哉君
 総務部職員監
 飯田滋君
 総務部危機管理監
 高山圭一君
 総務部
 イノベーション
 推進監
 天野紀幸君
 総合政策部長
 兼地域振興監
 中村昌彦君
 総合政策部
 グローバル戦略
 推進監
 山田哲史君
 総合政策部
 交通企画監
 斎藤由彦君
 環境生活部長
 谷内浩史君
 環境生活部
 アイヌ政策監
 高見里佳君
 保健福祉部長
 古岡昇君
 保健福祉部
 子ども応援社会
 推進監
 竹澤孝夫君
 経済部長
 水口伸生君
 経済部観光振興監
 阿部正幸君
 経済部食産業振興監
 後藤知佳子君
 経済部
 ゼロカーボン推進監
 田中仁君
 経済部
 次世代社会戦略監
 大矢邦博君
 農政部長
 鈴木賢一君
 農政部
 食の安全・みどりの
 農業推進監
 山口和海君
 水産林務部長
 岡嶋秀典君
 水産林務部
 森と海の未来づくり
 推進監
 近藤将基君
 建設部長
 関俊一君
 建設部建築企画監
 大野雄一君
 会計管理者
 兼出納局長
 清水目剛君

企業局長
 松田尚子君
 道立病院部長
 東幸彦君
 財政局長
 藤原啓裕君
 財政課長
 神長賢人君

教育委員会教育長
 中島俊明君
 教育部長
 兼教育職員監
 猪口浩司君
 学校教育監
 川端香代子君
 総務課長
 手塚和貴君

選挙管理委員会
 事務局長
 笹森穰君

人事委員会
 事務局長
 増田弘幸君

警察本部長
 友井昌宏君
 総務部長
 板東茂利君
 警務部長
 谷山敬一君
 総務部参事官
 兼総務課長
 渡部雅彦君

労働委員会
 事務局長
 岡本收司君

代表監査委員
 深瀬聡君
 監査委員事務局長
 榎信彦君

収用委員会
 事務局長
 大槻悟君

議会事務局職員出席者

事務局長
 木村敏康君
 議事課長
 富永誠君
 議事課長補佐
 加藤隆行君
 議事係長
 古賀勝明君

議事課主任 成田将幸君 同 伊藤 僚 君

午後1時1分開議

○議長伊藤僚一君 これより本日の会議を開きます。
報告をさせます。

〔富永議事課長朗読〕

1. 議長は、3月6日付をもって、北方領土対策特別委員会戸田安彦委員の辞任を許可しました。

1. 本日の会議録署名議員は、

白川 祥二 議員
新沼 透 議員
阿知良 寛美 議員

であります。

1. 日程第1、常任委員の委員会所属変更の件

○議長伊藤僚一君 日程第1、常任委員の委員会所属変更の件を議題といたします。
文教委員戸田安彦君から、委員会の所属を総合政策委員会に変更されたい旨の申出がありました。
お諮りいたします。

文教委員戸田安彦君の委員会の所属を総合政策委員に変更することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長伊藤僚一君 御異議なしと認めます。
よって、そのように決定いたしました。

1. 日程第2、特別委員補欠選任の件

○議長伊藤僚一君 日程第2、特別委員補欠選任の件を議題といたします。
お諮りいたします。
委員会条例第6条第1項の規定により、戸田安彦君を欠員中の産炭地域振興・GX推進・エネルギー調査特別委員に指名いたしたいと思っております。
これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長伊藤僚一君 御異議なしと認めます。
よって、そのように決定いたしました。

1. 日程第3、議案第1号ないし第55号、第60号ないし第75号及び報告第1号

（質疑並びに一般質問）

○議長伊藤条一君 日程第3、議案第1号ないし第55号、第60号ないし第75号及び報告第1号を議題とし、質疑並びに一般質問を継続いたします。

佐々木大介君。

○39番佐々木大介君（登壇・拍手）（発言する者あり）自民党・道民会議、佐々木大介でございます。

通告に従い、順次質問してまいります。

初めに、本道における洋上風力発電の基地港湾の指定に向けた取組について伺います。

道内では、北海道松前沖及び北海道檜山沖が再エネ海域利用法に基づく促進区域に指定をされ、今後、事業者公募等を通じて案件が具体化していく段階に入ったものというふうに承知しております。

また、岩宇・南後志地区沖、そして石狩市沖においては、関係者が参画する法定協議会が開催をされ、地域との合意形成や課題整理が進められております。

加えて、本日、世界最大手の風車メーカーであるベスタス社と経済産業省との間で、日本国内での風力発電設備製造拠点設立に関する協力覚書が交わされ、その製造拠点の候補地として北九州市や室蘭市が挙がっています。こうした動きは、今後、道内における洋上風力発電のサプライチェーン形成や関連産業の集積を後押しするものとして期待されます。

洋上風力発電の導入に当たっては、発電設備の設置及び維持管理に利用される埠頭を国が基地港湾として指定し、発電事業者に長期間貸し付ける制度が設けられており、国においては、基地港湾の指定の必要性が高まった段階で、指定に係る基準への適合性を確認した上、指定の判断を行うこととされています。

こうした中、令和4年に実施された基地港湾の指定に向けた意向調査において、道内からは、石狩湾新港、留萌港、稚内港、室蘭港の4港が指定の意向を示しております。基地港湾は国が指定する制度であります。港湾の実情、地域調整、港湾計画との整合などを踏まえると、道の関与も極めて大きいと考えます。

私の地元である石狩湾新港についても、基地港湾の指定を見据えた検討を進めていますが、指定に向けては、岸壁、荷さばき地の確保や地耐力の確保といった港湾機能の整備に加え、将来に向けた港湾計画、港湾運営との整合、関係者間の調整などが不可欠であることから、事業者や地域が見通しを持てるよう、できるだけ早期に方向性を示すことが重要と考えます。

そこで、道として、案件形成の進捗や港湾の状況、海域特性の観点等から、道内港の意向を踏まえ、国や港湾管理者とどのような調整を行ってきたのか、また、基地港湾の指定に向けて、今後どのようなスケジュール感で調整を進めていく考えか、伺います。

次に、港湾管理組合への職員派遣について伺います。

石狩湾新港管理組合は、北海道、石狩市及び小樽市の3者により運営をされており、組合職員は各自治体からの派遣職員で構成をされています。職員の派遣期間は、自治体ごとに考え方が異

なるものの、おおむね2年から5年程度となっていると承知をしております。石狩湾新港における昨今の状況を見ると、道内の物流拠点としての従来の役割に加え、2050年のカーボンニュートラルを見据え、洋上風力発電の導入をはじめとする次世代エネルギーの供給拠点化や脱炭素化といった新たな展望が、本港の大きな特色となりつつあります。

道からの派遣職員は、港湾という性質上、建設部からの派遣が多い現状にありますが、GXや脱炭素の取組を推進していくためには、経済分野に精通する職員の配置も重要であるというふうに考えます。また、当該業務を担う職員には、最新の知見や他港の動向を的確に把握し、施策に反映していくことが求められます。加えて、これらの取組は中長期にわたる内容であることから、組合運営を担う職員が、専門性を生かしつつ、継続的に職務に当たることができる環境を整備していく必要があると考えます。

知事は、石狩湾新港管理組合の管理者でもありますが、道からの職員派遣について、どのような考えを持ち、今後どのように人事配置を行っていく考えか、伺います。

次に、首長選挙結果に対する受け止めと対応について伺います。

寿都町及び神恵内村において、地層処分事業の文献調査に応募された現職首長がそれぞれ再選を果たされました。選挙結果には様々な要素があることは承知をしておりますが、少なくとも、地層処分事業について、この間、地域の中で議論が重ねられてきたこと、そして、一定の理解や関心が深まっていることの表れとの受け止めもできるのではないかと考えます。

知事は、これまで、北海道における特定放射性廃棄物に関する条例を踏まえ、概要調査へ進むことに反対の姿勢を示してこられました。その一貫した考えは重く受け止めつつも、一方で、地元自治体において対話や検討が進んできた経緯もまた尊重されるプロセスであるというふうに考えます。

全国的な動きとして、先週3月3日、経済産業省が日本最東端・南鳥島での文献調査の実施を小笠原村に申し入れたことを受け、東京都の小池知事は、最終処分地の選定について、将来世代への先送りができない喫緊の課題であり、原子力行政は国が担うべきである一方、日本全体で考えていく必要があると述べられ、都として村の判断を注視していきたいというふうに発言されています。電力の大消費地である東京都でも議論の俎上に上がることは、この課題を特定地域の負担にせず、国全体の課題として考える契機になり得るというふうに受け止めています。

私たちの世代が生まれる以前から続いてきた原子力政策の結果として、使用済み燃料の再処理や高レベル放射性廃棄物の最終処分という課題は、既に現実のものとして存在をしています。今後、原子力政策の方向性がいかに変わろうとも、この課題から逃れることはできません。将来世代に負担だけを先送りしないためにも、国、自治体、地域が、それぞれの立場を尊重しつつ、対話と検討を積み重ねていく姿勢が重要であるというふうに考えます。

知事は、今回の両町村の首長選挙の結果をどのように受け止め、また、東京都における動きを含め、最終処分をめぐる議論が全国的に広がり得る中で、北海道として、地域の意思やこれまでの議論の積み重ねを尊重しながら、どのように国や関係自治体に向き合い、道民にどのように考

えを伝えていかれるのか、見解を伺います。

次に、大雪等に伴う交通運休時の旅行者対応について伺います。

2月19日木曜日、道内は暴風雪に見舞われ、札幌市内でも交通障害が頻発をしました。私も、朝一の飛行機で東京から札幌へ戻る予定となっており、羽田空港を離陸して新千歳空港上空まで行ったものの、天候が回復しなかったことから降りられず、羽田へ引き返す事態となりました。当日は、多くの航空便が欠航となった影響により、振替便は翌々日以降でなければ手配できない状況であったため、新幹線での帰路を目指しましたが、航空機欠航の影響で新幹線へ移行する方も多く、乗車券の確保にも大変苦勞をいたしました。

何とか新函館北斗駅まで到着したものの、後続の札幌行き特急北斗が繰上げ運休となっていたため、その日のうちに札幌へ戻ることはできず、新函館北斗で1泊をし、翌朝の始発の特急で札幌へ戻りました。函館方面の新幹線や新幹線新函館北斗駅周辺の宿泊施設も満席、満室、新函館北斗駅は札幌やニセコ方面を目指す人々と札幌から東京へ向かう人々で大変混雑をしていました。窓口には長蛇の列ができ、切符を購入できない状況となったため、取りあえず、切符をお持ちでない方も乗車してください、また、外国人の方へはノーチケット、オーケーといった案内が行われ、駅員の方が窓口で並ぶ旅行者へ英語で必死に説明をしていましたが、意図が十分に伝わっていない様子も見受けられました。日本人であれば、オンラインで新幹線や宿泊の手配が可能のため、比較的対応しやすい一方、外国人旅行者にとっては、予定が大きく崩れた際に目的地までたどり着くこと自体が相当困難であるというふうに感じました。

また、新函館北斗駅では、スノーボードを抱えた外国人旅行者がタクシーでニセコまで向かおうとしていましたが、積載可能な車両が見つからず、運転手側も対応に苦慮している様子でありました。

このように、交通機関の運休、欠航が発生すると、特に、土地勘のない旅行者は、代替交通や宿泊、休憩場所の確保に大きな困難を抱えます。道内を訪れる道外、海外からの旅行者が運休、欠航などの不測の事態においても代替交通や宿泊、休憩場所の確保に困らないよう、バスやタクシー事業者等と連携した代替交通の確保や、臨時の相談窓口の設置などが重要だというふうに考えます。

道として、暴風雪等による運休・欠航時における旅行者の安全確保と円滑な移動、滞在の支援について、今後どのように対応していく考えか、伺います。

次に、ヒグマ対策におけるゾーニング管理について伺います。

近年、ヒグマの市街地への出没は住民生活に重大な影響を及ぼしており、これまで、代表質問等でも出没対応や捕獲従事者の確保について議論が重ねられてきました。一方、長期的な視点に立てば、出没の都度の対応を積み重ねるだけではなく、人里への出没そのものを抑制する、人とヒグマの空間的なすみ分けを進めることも重要な要素であるというふうに考えます。

道は、令和6年12月に北海道ヒグマ管理計画を改定し、ゾーニング管理の推進を新たな方策として位置づけ、さらに、令和7年3月には市町村向けのガイドラインを策定しています。このガ

イドラインでは、緩衝地帯を問題を未然に防ぐための調整の場と位置づけ、排除地域や防除地域であつれきが生じないように対策を講じる重要性が示されています。緩衝地帯においては、森林整備や河畔林の管理、放牧、耕作放棄地・里山管理など、農政・林務分野と一体で土地利用としての緩衝地帯を具体化していく必要があります。

そこで、ゾーニング管理の推進に当たり、こうした分野横断的な取組を進めるため、道として、どのような推進体制を構築し、ヒグマとのすみ分けや出没抑制にどのように取り組んでいく考えか、伺います。

次に、道民の森の新たな活用方針について伺います。

道民の森は、森林体験学習や森林づくり活動など、道民が森に親しみ、学ぶ拠点として位置づけられており、新たな活用方針案では、令和8年度以降を計画期間とし、令和12年度に中間目標、令和18年度を目標年次として取組を進めるとしています。

一方で、平成27年に策定された従来方針では、令和7年度の利用者目標として20万人が掲げられていたにもかかわらず、実績は9万人程度にとどまっており、目標には遠く及ばない状況となっています。新たな活用方針案では、令和6年度の実績8万9000人を基準に、令和18年度に15万人という目標を設定しておりますが、これは昨年度実績の約1.7倍に当たり、実現に向けた確かな道筋が不可欠であるというふうに考えます。

利用者数の増加に当たっては、森林体験学習等の施設目的を踏まえつつも、一般利用者がまた来たい、人に勧めたいと感じる、利便性、快適性の向上が欠かせないと考えます。利用者からは、携帯電話の通信環境の改善、トイレの洋式化、暑さ対策としての空調整備、備品やアメニティーの充実、食料品の提供など、滞在の質を高める要望が寄せられています。

私も、昨年、施設利用や現地の状況確認を行ったところではありますが、学習施設としての機能は一定程度整備されている一方、一般利用者の視点では、施設環境や備品面で充実を求める余地が多々あるというふうに感じました。低廉な利用料金という公共性を維持しつつ、例えば、タオルやアメニティー、食品の提供など、利用者ニーズに応じた追加サービスの拡充を検討することも重要であるというふうに考えます。

加えて、団体利用を含め、予約が3か月前からに限られることで計画が立てにくいとの声もあり、予約制度の見直しやオンライン化など、デジタル面の改善も課題であります。

さらに、方針には、食と観光をはじめとする地域連携の方向性も盛り込まれており、道民の森単体にとどまらず、周辺地域と一体となった魅力づくりが重要であります。周辺では、障がいや事故などを理由に行き場を失った牛たちを飼育する保護施設や、電気柵の販売を契機に、放牧や野生動物とのすみ分け、共生に取り組む事業者、エゾシカ肉の加工、販売を行うジビエ専門店など、自然や動物との共生を目指した取組も行われており、道民の森との親和性も高いものというふうに思います。

そこで、従来方針における目標未達の要因分析を踏まえた上で、新たな活用方針案に基づき、利用環境の整備、サービス向上、予約制度、情報発信、地域資源との連携などの取組について、

何を重点として、どのような工程、優先順位で一体的に進め、利用者15万人の目標達成へつなげていく考えか、道の見解を伺います。

また、新たな活用方針案では、利用者数に加え、体験プログラム参加者数や、教育機関、企業等の利用回数など、複数の指標を設定し、中間目標や定期的な見直しにも言及をされています。これらの指標、目標を確実に達成するためには、施設運営の質を左右する指定管理者の選定と、選定後の運営管理・改善の仕組みが極めて重要であるというふうに考えます。

令和8年度には指定管理者の公募が予定されていますが、公募に当たっては、利用者ニーズに対応した運営改善や、道民の森だけにとどまらない、地域、企業、団体等との連携を見据え、提案力、実行力を引き出す公募設計が必要と考えます。

そこで、令和8年度の指定管理者公募について、活用方針案の指標・目標達成に資するよう、評価項目や求める提案内容など、公募要項をどのように改善、設計していく考えなのか、道の見解を伺います。

次に、公立高校の魅力化と高校配置計画について伺います。

私立高校の授業料無償化等を背景として、公立高校を選択する生徒が減少しているとの声が現場からも上がっています。石狩学区の来年度の出願状況を見ても、学区内の中学校卒業生数は前年を僅かに上回っている一方で、道立高校の全日制の出願者数は579人減少するなど、公立高校の出願低迷が目立ちます。

道は、来年度予算において、道立高校の魅力向上プロジェクトとして新たに3000万円を計上したと承知しておりますが、本事業により道立高校の魅力化をどのように進めていく考えなのか、伺います。

また、石狩学区の出願状況を見ると、人気校は倍率1.3倍から1.4倍程度で推移する一方、倍率1.0倍未満の高校も複数見られ、志願の偏在がうかがえます。特に、定員割れが継続する学校では、募集定員の縮小が繰り返され、結果として教育活動の選択肢が狭まり、さらなる志願者減につながるという悪循環が懸念をされます。公立高校の魅力化には各校の努力だけでは限界があり、高校の統廃合等による施設管理費の合理化、教育環境の整備、そして、多様な部活動や学びを成立させるための学校規模の適正化など、配置計画の見直しが不可欠であるというふうに考えます。

道教委として、石狩学区における道立高校の出願状況や定員割れの状況をどのように受け止め、今後の高校配置をどのように進めていく考えか、伺います。

次に、不登校生徒の高校進学支援について伺います。

近年、不登校の児童生徒は増加傾向にあり、学びの保障や心のケアとともに、進路選択への支援がこれまで以上に重要となっています。とりわけ、高校進学は、環境を変え、本人に合った学習環境や人間関係を築き直すことができる大きな転機であります。新たな環境で個々の状況に応じた学びを実現できれば、将来に向けた自立や社会参加にもつながるものと考えます。

一方で、札幌市の中学生に対する進路情報は、札幌市教育委員会の枠組みの中で整理されるこ

とが多く、結果として、石狩管内を中心とした進学情報に偏りやすいという課題があるとの声を伺っています。しかし、道内には、島留学や地域との協働、探究的な学びなど、特色ある教育環境を備えた公立高校が各地に存在し、本人の特性や希望に応じた多様な選択肢となり得るものと考えます。不登校の状態にある生徒や保護者にとって、こうした情報を得られるかどうかは、進路選択の幅そのものに直結します。

そこで、道内の特色ある公立高校の情報を、道内の中学生、特に不登校傾向にある生徒やその保護者に幅広く届けるため、道は中学校とどのように連携しているのか、伺います。

また、不登校経験のある生徒が、高校に進学した後も学校生活への適応を進め、学習が継続できるよう、入学前から入学後までの切れ目のない支援体制を道教委としてどのように整備していく考えか、伺います。

最後に、特別支援学校の環境整備について伺います。

来年度予算では、星置養護学校の狭隘化対策として、中学部をほしみ高等学園へ移設する方針が示され、その設計費が計上されています。

特別支援学校は、児童生徒数の増加により、都市部、特に石狩管内の学校において狭隘化が課題となっています。星置養護学校では、高等部の分校化や小中学部の一部を本校から約12キロメートル離れた石狩市の小学校の空き教室を分教室として活用するなど、狭隘化への対応が進められてきました。

しかし、校舎が分離していることにより、教員等の配置に制約が生じ、人的体制の不足も指摘をされています。また、校舎を間借りしている状況から、施設の修繕や改修を計画的に進めにくいといった課題もあるというふうに伺っています。

配慮を必要とする児童生徒が学ぶ特別支援学校においては、施設環境の整備と人員配置を一体的かつ計画的に進めていくことが重要と考えますが、星置養護学校をはじめ、特別支援学校における狭隘化と分教室の人的課題に対し、道教委として今後どのように対応していく考えか、伺います。

以上で私の質問を終わります。（拍手）（発言する者あり）

○議長伊藤条一君 知事鈴木直道君。

○知事鈴木直道君（登壇）佐々木議員の質問にお答えいたします。

最初に、基地港湾の指定に向けた取組についてであります。洋上風力プロジェクトの経済効果を道内へ広く波及させるためには、発電設備建設やメンテナンスの拠点となる基地港湾の指定について意向を示した石狩湾新港をはじめ、道内の港湾が最大限活用されることが重要と考えています。

国においては、促進区域指定後に行う発電事業者公募の過程で、事業が行われる海域までの距離が近く、事業コスト低減が見込まれるなどの港湾を基地港湾として指定するとしています。

道としては、これまで、地元の皆様に関連情報の提供や必要な協議を行うなど、道内における洋上風力発電の実現と道内港湾の利活用の促進に向けた取組を進めてきたところであり、国に対

しては、促進区域に指定されている松前沖や檜山沖の公募スケジュールを早期に示すとともに、道内における基地港湾の指定を引き続き要望するなど、洋上風力導入の取組を関係者の皆様と一体となって推進してまいります。

次に、寿都町及び神恵内村の選挙結果などについてであります。さきに実施された寿都町長選挙及び神恵内村長選挙では、各候補者の様々な政策などを踏まえ、町民、村民の皆様が御判断された結果として受け止めています。

特定放射性廃棄物の問題については、これまで、寿都町長は議論の輪が全国へ広がることを期待している、また、神恵内村長は国民全体で考えなければならない問題であるとの考えを示されており、私といたしましても、原発の所在の有無にかかわらず、電力消費地も含め、広く国民的な議論としていくため、国が前面に立って理解促進に取り組むべきと考えています。

道としては、道と市町村の関係は独立並列、イコールパートナーであるとの考えの下、引き続き、最終処分に関し、両町村と様々なレベルで対話を重ねるとともに、道の条例制定の経過やそれを踏まえた私の考え方のほか、両町村の考えを含む文献調査の経緯などについて情報発信に努めてまいります。

最後に、ヒグマ対策に関し、ゾーニング管理についてであります。ゾーニング管理の推進に当たっては、市町村のみならず、農地や森林所有者など、地元関係者の皆様が共通認識を持ちながら連携した取組を進めていくことが重要であります。

このため、道では、市町村のほか、関係機関や団体が参画する地域協議会の場などを通じて、ヒグマの出没状況や各ゾーンでの対策等を共有しながら、緩衝地帯での捕獲はもとより、防除地域などでのヒグマの誘引源となる放任果樹や河川の樹木伐採に取り組んでいるところでございます。

道としては、こうした取組に加え、来年度には、出没防止事業への補助上限額を撤廃するほか、捕獲従事者の報酬単価引上げに必要な予算を確保するなど、市町村への支援を拡充しており、引き続き、庁内関係部局はもとより、国や市長会、町村会、猟友会等が参画したヒグマ対策推進会議の場などを活用しながら、関係者が一体となったゾーニング管理の推進に取り組んでまいります。

なお、その他の御質問につきましては、担当の部長から答弁をさせていただきます。

以上でございます。

○議長伊藤条一君 総合政策部交通企画監齋藤由彦君。

○総合政策部交通企画監齋藤由彦君（登壇）石狩湾新港管理組合への職員の派遣についてであります。組合の職員につきましては、主に港湾施設の管理や整備のほか、総務や財務、ポートセールスといった港湾の管理運営を適切かつ円滑に進めるため、構成団体であります道、小樽市、石狩市から人材が派遣されているところでございます。

道といたしましては、石狩湾新港が、日本海側の国際物流拠点としての役割はもとより、近年高まりを見せているLNGや再生可能エネルギーの供給拠点としての役割を果たしていくために

は、これらの分野における業務の専門性や継続性も十分考慮しながら、港湾管理等の知識や経験を有する人材配置となるよう、今後も、引き続き、管理組合や構成団体と協議の上、適切に対応してまいります。

以上でございます。

○議長伊藤条一君 経済部観光振興監阿部正幸君。

○経済部観光振興監阿部正幸君（登壇）旅行者への対応についてであります。大雪等により大きな影響が生じる交通障害が発生し、旅行者などの円滑な移動、滞在に影響が懸念される状況下におきまして、その不安を解消し、安全、安心の確保を図るためには、関係者間で、交通情報に関し、適時適切な共有が行われ、それを基に的確な情報発信を行うことが重要と認識してございます。

このため、これまで、道では、自然災害の発生や大雪などにより交通障害が予想されるときなどにおきましては、ホームページやSNSを活用し、各機関が提供する気象情報や道路交通情報などを多言語により発信してきたほか、このたびの大雪では、北海道交通・物流連携会議の情報共有・対応強化ワーキンググループを中心に、ウェブチャットを用いたリアルタイムでの情報共有や情報発信を行ってきたところでございます。

道としては、今後、危機管理部門をはじめ、関係部局間との一層の連携の下、旅行者が安全、安心に旅行を続けられるよう、迅速かつ適時適切な情報提供の推進に万全を期してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長伊藤条一君 水産林務部森と海の未来づくり推進監近藤将基君。

○水産林務部森と海の未来づくり推進監近藤将基君（登壇）利用者の増加に向けた取組についてでございます。道では、これまで、現行の「道民の森」活用方針に基づき、様々な森林体験プログラムや活動フィールドの提供などに取り組んでまいりましたが、コロナ禍による利用者数の急減やその後の利用者ニーズの変化への対応の遅れにより目標を大きく下回る状況であり、森林や木材に触れ親しむ木育活動の拠点として、多くの皆様に積極的に利用いただくことが重要と考えております。

このため、道といたしましては、新たな方針で設定した令和18年度に15万人の目標達成に向け、通信環境の整備や予約制度の見直しを速やかに行うほか、企業等との一層の連携の下、幅広い世代へのプログラムの充実や魅力の発信強化、地域の食、観光との連携などに重点的に取り組むこととし、中間年である12年度にも評価、検証を行いながら着実に取組を進めてまいります。

次に、指定管理者の公募についてでございます。新たな活用方針で設定する利用者数をはじめとした三つの目標を達成するためには、利用者サービスの向上や森林体験プログラムの提供などを着実に実行できる指定管理者の選定が重要でございます。

このため、道では、来年度実施する指定管理者の公募に当たり、適切な施設管理や森林環境教育プログラムの実施に加え、利用者の多様なニーズへの的確に対応できる相談窓口の強化、さらに

は、幅広い世代を対象とした多様なプログラムの提供や、食と観光による地域連携などを審査項目として公募要項に具体的に明示することで、申請者に対し、新たな方針に沿った、道民の森の魅力や特色を生かせる積極的な提案を促してまいります。

以上でございます。

○議長伊藤条一君 教育長中島俊明君。

○教育長中島俊明君（登壇）佐々木議員の御質問にお答えいたします。

まず、道立高校の魅力化についてであります。いわゆる高校授業料無償化に伴い、道立高校の入学者数に一定程度の影響があると考えられますことから、道教委では、道立高校の魅力向上や発信の取組を強化するため、来年度から、新たに、道立高校魅力向上プロジェクトといたしまして、生徒に多様な学習体験の機会を提供する道立高校間留学、多様な学習ニーズに対応するための私立通信制高校との連携、地域や産業界と連携した専門高校の機能強化、生徒が高校や学科の特色等を分かりやすく検索できるウェブサイトの開設など、高校教育改革に取り組むこととしております。

さらに、道教委といたしましては、地域と高校が一体となった取組を一層進めることが重要と考えており、今後、知事部局とも連携し、地域が主体となって実施する高校魅力化の取組を促進するなどいたしまして、地域で学ぶことの価値を高め、生徒から選ばれる高校づくりに取り組んでまいります。

次に、石狩学区における高校配置についてであります。近年、石狩学区の道立高校では、中学校卒業生数の減少や生徒の学習ニーズの多様化などの影響により出願者数が減少傾向にあり、一部の道立高校では小規模化が進む状況にありますことから、一定規模の生徒及び教職員の集団を維持し、活力ある教育活動を展開していく観点から、再編整備を含めた定員調整について検討を進めることが必要と認識しております。

道教委では、これまで、札幌市教育委員会や小規模校の関係者と意見交換を行いながら定員調整の方法等を検討してきたところであり、今後は、地域の関係者も含めた協議の場を新たに設け、高校に求められる機能や役割について御意見を伺うなどいたしまして、学区内の高校配置の在り方について検討を進めてまいります。

次に、不登校生徒に関し、高校への進学支援についてであります。不登校生徒一人一人が自らの進路を主体的に捉えて進路選択できるよう、情報提供や相談の機会を充実させることが重要と認識しております。

道教委では、これまで、基礎的、基本的な知識、技能の確実な定着を重視したアンビシャススクールなど、道内の公立高校の様々な特色を紹介する冊子を作成し、道内全ての中学生に配付いたしますとともに、不登校生徒や保護者を対象としたセミナーを開催し、高校に関する情報を提供してきており、中学校に対しては、生徒一人一人の希望等を十分に把握し、保護者との共通理解を図りながら個別指導の充実に努めるよう、説明会などで働きかけているところでございます。

また、高校入学後におきましては、生徒理解・支援シート等を活用した組織的、計画的な支援に積極的に取り組みますほか、学校生活に適応できない生徒に対し、オンラインも活用しながら学習支援や相談に一層きめ細かく対応するなど、支援体制の充実に努めてまいります。

次に、特別支援学校の環境整備についてであります。道教委では、これまで、特別支援学校の教室不足の解消に向け、児童生徒数の推移を見極めながら緊急度の高い学校から計画的に対策を進めてきており、星置養護学校につきましては、来年度、新たに整備に着手することとしているところでございます。

また、星置養護学校石狩紅葉山校舎は、分教室であるため、同規模校と比べ、教職員数が少ないことから、これまで、教頭や養護教諭を配置するなど、学校運営に支障が生じないよう対応いたしますとともに、施設の実態を踏まえ、来年度から空調設備整備に着手するなど、必要な改善に取り組んでいるところでございます。

道教委といたしましては、障がいのある子どもたちが必要な指導や支援を受けることができるよう、今後も、教員配置と施設整備の両面から特別支援学校における教育環境の充実に努めてまいります。

以上でございます。

○議長伊藤条一君 佐々木大介君の質問は終了いたしました。

池端英昭君。

○60番池端英昭君（登壇・拍手）（発言する者あり）民主・道民連合、池端英昭でございます。

質問に先立ち、角田一さんの御逝去を悼み、謹んでお悔やみを申し上げますとともに、安らかな御冥福を心よりお祈り申し上げます。

それでは、質問に入ります。

まず、行財政運営についてです。

厳しい財政状況が続く本道ですが、様々な財政指標の中、経常収支比率が99.8%となっており、一般的に弾力性を失いつつあるとされる80%をはるかに超えております。これは、すなわち、知事が独自に新たな政策を行いたくても、自由に使えるお金がほとんどないという極めて厳しい状況を指しております。さらに、道債償還も数年後にピークを迎え、実質公債費比率は、令和7年度で20%だったのが、令和18年度には24.1%まで上昇し、早期健全化基準の25%に迫る勢いに大変憂慮をしております。

これまでの議会議論の中で、道は健全化計画を粛々と進めると繰り返してこられました。計画を策定する上で、過去の財政運営上の問題がどのように反映されたのか、また、今次の政権の積極財政による不測の財政出動があった場合、過去の教訓が生かされるのか、不安は尽きません。

私は、将来に向けた投資を決して否定しているわけではなく、むしろ、投資効果が経済の活性化となり、道民の生活を豊かにし、結果として税収効果となって返ってくることを望んでいる一人であることを誤解のないように付け加え、伺ってまいります。

投資的財政効果とは、政府の財政支出のうち、将来の経済成長や生産性向上に寄与する投資活動について経済に与える影響を示すと言われており、特に、公的投資は、生産性を高め、経済成長を長期的に後押しすると言われております。また、人的資本の充実を目的とした教育への財政支出も経済効果は大きいとされております。

本道では、ラピダスに対する投資が、人材育成も含め、際立っていますが、知事はラピダス関連投資についてどのような期待値を描いているのか、伺います。

高市政権は、責任ある積極財政を公言し、新年度予算として実に122兆3000億円余の一般会計予算が編成されております。今後、さらに補正予算を前提とした予算編成の在り方の見直しを進めるなど、積極財政への強い意気込みを感じます。

一方、野放図な歳出拡大は、政府債務を増大させ、将来的な財政危機の不安を呼ぶとともに、経済成長を低迷させる可能性もあります。例えば、増税による積極財政の実施が困難になることや、税収減による政府債務の増加といった悪循環は、いわゆる財政停滞を引き起こす懸念材料と言われております。国策に同調した歳出拡大が今の道財政の状況の一因にもなったように、国が地方に負担を求める施策を拡大していけば、再び危機的な道財政に陥る懸念も拭えません。

こうした不透明な状況の中では、常に道財政の状況を頭に入れ、企業経営的なセンスを持って指揮を執ることが知事に求められます。

そこで、新年度予算はどのような点に留意され、編成されたのか、お伺いをいたします。

国の令和8年度予算案では、従来の新しい地方経済・生活環境創生交付金が地域未来交付金に変わり、計上されました。その対象事業分野を見ますと、地域の強みである産業の強化や産業クラスターの形成、拡大、また、人口減少対策やデジタル化対応など地域の持続的成長に資する投資とされておりますが、道はこの交付金をどのように運用されるのか、お伺いをいたします。

次に、北海道版CCRCについて伺います。

この事業は、当初、首都圏に在住する健康で活動意欲の高いアクティブシニアをターゲットに、本道への移住、定住を促進することを目的に、地域社会で活動的に生活しながら、必要に応じて医療や介護サービスを受けられる地域づくりを目指す構想でした。その後、国の第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略や第2期北海道創生総合戦略以降において、生涯活躍のまち構想は、従来の中高年齢者を中心とした移住政策から全世代・全員活躍型のまちづくりへコンセプトが拡充され、取組が進められました。

平成29年第1回定例会一般質問での私の質問に対し、移住者を主眼に置いた魅力あるまちづくりや持続可能な地域社会の構築を目指すとの御答弁でしたが、現在、函館市、江別市、東川町、上士幌町、更別村が生涯活躍のまちに取り組みまれていますが、この制度のもともとの狙いであった中高年齢者の移住、定住がどのくらいあったのか、お伺いをいたします。

また、各自治体において、新たに仕事や居場所、保健、福祉、医療や住まいの整備を進めようとした場合、財政的な課題があり、思うように進められないことが、今の広がりを見ても分かりますが、これら積極的に取り組まれている自治体に対し、財政的な支援や多様なプログラムの提

供など、どのようにされたのか伺うとともに、北海道版C C R Cを今後どのように進められるのか、併せてお伺いをいたします。

次に、北海道観光についてです。

広報ほっかいどう3月号で、観光立国・北海道を目指す本道観光の現状や課題、また今後の取組について掲載されており、関心を持ってじっくり読ませていただきました。

観光産業は、宿泊や飲食、お土産や地域交通など様々な分野にとどまらず、生産業や雇用機会など域内経済に潤いを生み出す効果があり、本道が力を入れるリーディング産業の一つとして認めるところですが、一方で、季節的偏在や地域的偏在が課題として残ったままであります。これらの問題を少しでも解消しなければ、真の観光立国・北海道とは言えないと考えます。

そこで、道央圏などに偏在する観光客を各圏域に分散、周遊させるための交通手段として、鉄道、バス、タクシーなどが2次交通の役割を担っていますが、今後さらに来道客が増加することを考えますと、2次交通の充実化やシームレス化がますます重要になってきます。

他都府県の観光地域と比べて立ち後れている状況から、今後どのように取り組まれるのか、お伺いをいたします。

また、インバウンドが増えることで、災害時にも対応した、外国人にも分かりやすいきめ細やかな情報提供や多言語サービスの充実が、安心できる北海道観光や利便性につながると思いますが、どのように取り組まれるのか、併せてお伺いをいたします。

2024年度、本道の観光入り込み客数は4964万人に対し、宿泊客延べ数は4045万人泊に上っています。この受皿となる宿泊施設について、ホテルなどの宿泊施設が十分でない地域においては民泊などが有効とされているものの、それも札幌市が全道の65%を占め、次いで後志地域や上川地域に集積しており、こちらも地域偏在が顕著であります。

民泊に係る諸問題の解決を大前提とした上で、長期滞在にも有効とされる民泊や簡易宿所についてどのように拡充を図るのか、お伺いをいたします。

人口減少が著しい本道において、各産業分野で人材不足が大きな問題となっておりますが、とりわけ観光分野においては、世界各国から訪れるインバウンドに対応した多言語対応といった特異な人材が重要な要素となっております。今の時代、A I等を活用した言語対応が合理的とも見られがちですが、北海道来訪者満足度調査による外国人観光客の満足度では接遇が第1位となっており、無機質な翻訳機能だけでは接遇を期待するお客様を満足させることは不可能と思われま

す。

そこで、こういった人材育成をはじめ、確保についてどのように進められるのか、お伺いをいたします。

本年1月と2月に有識者懇談会が開催され、I Rに関する基本的な考え方の改訂に向けた中間整理が示されました。その中には、I Rの整備において特に重要な検討要素の一つであるギャングブル等依存症が大きな問題として取り上げられているものの、依然として懸念点が積み残されており、不安を感じております。

また、IRの申請プロセスには道民の理解が不可欠とされており、令和9年11月の期限が迫る中で、ギャンブル等依存症の問題も含め、道民理解をどのように図るのか、その手法や手続が明確ではありません。より丁寧な説明が求められる事業であるがゆえ、様々な問題をないがしろにし、期限ありきで進めることがあってはならないと考えますが、これらの課題解決についてどのように進められるのか、お伺いいたします。

宿泊税の使途の基本的な考え方が示されました。道が行った地域との意見交換会では、宿泊税の使途の方向性のうち、受入れ機能の強化、高度化に関する意見が125件で23%、次いで、地域の取組支援と移動の利便性の向上が共に106件で19%となっています。いずれも観光振興にとって重要な要望と受け止めています。その中でも特に多い受入れ機能の強化について、市町村アンケートの結果では、宿泊施設のバリアフリー化やリフォーム、多言語対応タブレットや自動チェックイン機、またキャッシュレス化、さらに、施設設備の改修や更新の補助など、具体的な項目が示されております。

道が提案した新年度予算案では財源規模として約10億円が提案されていますが、果たしてこれで十分なのでしょうか、また、今後、この事業をどのように進めていくお考えなのか、お伺いいたします。

次に、雪害対策についてです。

近年のどか雪は、2010年代に入ってから顕著になったと言われており、その理由として地球温暖化の影響などが挙げられています。

2022年2月の大雪では、JR北海道の列車がほぼ3日間にわたり運休。札幌市内の路線バスも運休や遅延が多数発生し、さらに、道路の除排雪作業が追いつかず、大規模な交通障害が発生しました。そして、本年も1月24日から25日にかけて大雪で、高速道路が広範囲で通行止めになり、JR北海道では運休が相次ぎ、それに、新千歳空港の滑走路も閉鎖され、空港施設内で約7000人が一夜を明かしたことは記憶に新しいと存じます。

さて、このように頻繁に繰り返される大雪被害に備え、道は、国の関係機関や札幌市など関連する機関が参加する北海道雪害対策連絡部を設置し、令和4年から訓練を重ねてきていますが、その効果はあったのでしょうか。これまでの大雪を体験し、感じたことは、まず、大雪に関する天候情報の早期提供とともに、大雪に対する厳重な警戒の呼びかけや、市民に対する不要不急の外出自粛の要請、また、交通障害を回避するため、必要に応じた柔軟な出退勤の推奨、そして、交通の確保を最優先にした緊急除排雪に加え、関係機関の緊密な連携と情報共有が重要と感じたところであります。

そこで、北海道雪害対策連絡部連携確認訓練がこのたびの大雪でどのような効果を上げたのか伺うとともに、さきに述べました、市民や事業所及び関係機関などが一体となった大雪時に取るべき対応が必要と考えますが、道の所見をお伺いいたします。

次に、アキサケ資源確保についてお伺いします。

本道は、四方を海に囲まれ、豊富な魚種に恵まれ、漁獲量も日本一に輝く漁業立国でありま

す。様々な魚種に恵まれる中でも、やはり、アキサケは本道を代表する魚種として不動の地位をこれまで保ってきました。それが、平成16年をピークに減少傾向が続き、令和6年速報値では686万尾となり、ピーク時の何と1割程度になっています。

漁獲量減少の原因として、海水温の上昇やプランクトンの減少、稚魚の生命力の低下などが挙げられておりますが、これまで、道は、稚魚の飼育密度を低くしたり、ハーブを加えた給餌による防疫強化や、DHAを含んだ給餌による遊泳力強化、そして放流時期の変更など、様々な対策を講じてきましたが、残念ながら、今のところ目立った成果は得られておりません。

この危機的な状況を受け、持続可能なさけ増殖事業検討会が初開催され、アキサケ資源の回復、安定化を図る効果的な取組の検討がされたとのことですが、これまで成果が得られていないことから抜本的な対策の見直しを求める声も聞こえております。例えば、トラフグやマダイ、ヒラメなど、既に実用化されているゲノム編集であります。ゲノム編集とは、遺伝子組換えのような外部からの新しい遺伝子を組み換えるのではなく、その魚がもともと持っている遺伝子の一部をピンポイントで切断するなどし、自然界でも起こり得る突然変異を意図的に起こす技術であります。

野生魚保全の重要性は十分理解していますが、しかし、その資源が枯渇してしまっただけでは元も子もありません。したがって、人体に悪影響を及ぼすことなく、今の難しい環境変化にも適応し得るアキサケの品種改良という視点から、ゲノム編集は合理的な取組の一つと考えます。そこで、漁業関係者の皆様の御意見を伺いながら、ゲノム編集なども含めた新たな対策の取組について、道の御所見をお伺いいたします。

次に、船員税制についてお伺いをいたします。

船員は、家族や陸上社会と離れ、海上においては職住一体となった特殊な労働環境の下にあり、行政サービスの受益が一定程度制限されています。船員の住民税については、2012年度国土交通省税制改正要望の審議の中で、総務大臣政務官より各自治体の裁量による減免が可能であることが示され、これまでに三重県の四日市市、鳥羽市、志摩市、そして、静岡県の焼津市、愛媛県の今治市、上島町、高知県の宿毛市で実施されております。

船員税制の導入については、長期間にわたる船上での勤務により行政サービスの享受が制限される市民の方々に対し、他の市民との公平性を担保する上から、個人住民税均等割を2分の1減免するといったことが趣旨となっています。

国に対しては、海洋国家・日本における船員の所得税減免の早期実現が求められるとともに、本道においては、基礎的自治体の取組への後押しと、仮に船員税制を導入する自治体が出現した場合、道民税も併せて減免することになると考えますが、所見をお伺いいたします。

最後に、分庁舎設置の考え方についてお伺いいたします。

このたび、警察力の向上と効率的な人員装備の活用を図るために策定された警察署の機能強化に向けた再編整備計画を基に、今年4月に11警察署を5警察署に再編整備することになりました。統合されるそれまでの警察署は分庁舎として引き続き運用されることになっておりますが、分

庁舎の機能としては、24時間3交替で勤務する自動車警ら係が配置され、管内のパトロール活動や事件、事故に対する初動対応に当たられる体制、また、警察相談の受理、車庫証明や運転免許証更新等の相談対応と、自治体、関係機関・団体との連携調整など、緊密な連携を図るとされています。

現在、札幌市清田区や北広島市、恵庭市など警察署が未設置の自治体もありますが、私の地元・石狩市は、市町村合併以前、滝川署管轄だった浜益地域を含む広大な行政区域を、現在は札幌北署が所轄するといった極めて変則的な状況となっており、効率的な警察活動に支障を来すおそれがあると懸念しております。

私は、本署の設置を決して諦めたわけではありませんが、現在の札幌北警察署の老朽化や狭隘化を考慮しますと、より合理的に警察力を向上する上で、北警察署分庁舎設置の議論を一つのテーマとして取り上げることは決して不自然ではないと考えますが、警察本部長の見解をお伺いいたします。

以上、再質問を留保し、私の質問を終わります。（拍手）（発言する者あり）

○議長伊藤条一君 知事鈴木直道君。

○知事鈴木直道君（登壇）池端議員の質問にお答えいたします。

最初に、行財政運営に関し、まず、ラピダス社への関連投資についてであります。国においては、これまで総額1兆7225億円の支援を行ったほか、今般、新たに、官民から2676億円が出資されるなど、国家的プロジェクトとして多額の投資が見込まれているところであります。

また、本プロジェクトによる道内での経済波及効果として、2036年度までの14年間で総額18.8兆円との試算がなされており、プロジェクトの進捗により、関連産業の集積や高度人材も含めた雇用機会の創出など、本道経済に大きな効果をもたらすものと期待しています。

道としても、このプロジェクトの成功は極めて重要と考えており、必要なインフラ整備とともに、関連企業誘致や道内企業の参入促進、全道の大学や高専との連携による高度人材育成のほか、今後は、次世代半導体の社会実装を見据え、スマート農林水産業やドローン物流などの分野において、全道各地をフィールドにAI技術の実証事業やその実装を推進していくこととしており、こうした取組を通じ、産業の担い手不足などの地域課題の解決とともに、新産業の創出を図るなど、本道経済全体の成長につなげ、活力あふれる豊かな北海道を実現してまいります。

次に、予算編成についてであります。道財政は、今後も、多額の収支不足額が見込まれ、実質公債費比率も高い水準で推移するなど、依然として厳しい状況が続く見通しにあることから、持続可能な財政構造の確立に向けて、財政健全化に不断に取り組む必要があると認識しています。

このため、令和8年度当初予算の編成に当たっては、道税、交付税などの歳入確保や、歳出の削減、効率化により収支不足額の縮小を図りながら、限りある行財政資源を優先度の高い施策に効果的かつ効率的に配分するよう最大限努めたところであります。

さらに、将来を見据えた中長期的な財政課題への対応として、実質公債費比率の改善に向け

て、当初予算における減債基金への積み戻し額を増額したほか、今後の財政運営に必要となる財政調整基金について、今年度の効率的な予算執行等を通じて残高を確保するなど、本道の持続的発展と財政健全化の両立に向けて取り組んだものでございます。

次に、観光施策に関し、まず、IRについてであります。道では、現在、IRに関する基本的な考え方の改訂に向け、ギャンブル等依存症の専門家を含めた有識者懇談会を開催し、IR誘致による経済波及効果やギャンブル等依存症対策の実効性の確保などの、メリット、デメリットの両面から御議論いただいているところであります。

道としては、IRの検討に当たっては、道民の皆様の理解促進の観点から丁寧なプロセスが何よりも重要と認識しており、来年度においても、ギャンブル等依存症をはじめとする社会的影響への効果的な対応などの課題について、有識者懇談会において検討をさらに深め、市町村や経済団体など関係者の方々との意見交換を重ねるとともに、検討状況を各段階で道議会にお示しし、御議論いただきながら、広く道民の皆様に情報提供をしつつ、御意見を丁寧にお伺いし、北海道らしいIRコンセプトの具体化に向け取り組んでまいります。

次に、宿泊税の充当施策についてであります。道がこれまで実施した地域意見交換会において、受入れ機能の強化、高度化に関し、宿泊者の方々の満足度向上に資する施設整備をはじめ、様々な御意見を寄せていただいたことから、当初予算案において、宿泊者の方々の利便性の向上や、安全、安心に係る設備投資、備品購入など、幅広い分野を対象とした補助制度を提案したところでございます。

道としては、道内観光事業者の方々等が、この制度を活用し、地域の特性や実情に応じて取り組むキャッシュレス決済やスロープ、手すりなどの設備導入等を支援し、快適な受入れ環境の整備を図ることとしており、こうした取組を通じて、道内を旅行される方々の満足度向上につなげてまいります。

なお、宿泊税の初年度の税収は平年度と比較すると少ない中、初年度はより多くの行政課題に対応することを総合的に勘案し、今般の提案内容としたものであり、次年度以降、施策を検証し、受入れ機能の強化、高度化に向けた取組を進め、宿泊者の方々の満足度向上を図ってまいります。

最後に、アキサケの資源回復についてであります。アキサケは、全道全ての海域で漁獲され、漁業はもとより、地域経済を支える本道を代表する水産資源であり、近年、生産量が減少する中、資源回復には環境変化に強い稚魚づくりが重要と認識しています。

このため、道では、令和3年度から、DHAを添加した餌を与え、遊泳力を強化した稚魚の放流を実施しており、今後、道総研と連携して給餌効果の分析に取り組むとともに、大型稚魚の育成を拡大してまいります。

また、先般立ち上げた持続可能なさけ増殖事業検討会では、漁業関係者の皆様からの御意見や、研究機関から最新の知見を伺いながら、増殖事業の安定化に向けた中期的な方針や、回帰率を高める新たな対策を幅広く検討することとしており、増殖団体などと一層連携しながら、漁業

経営の安定と資源の早期回復に向けた取組を進めてまいります。

なお、その他の御質問につきましては、担当の部長から答弁をさせていただきます。

以上でございます。

○議長伊藤条一君 総合政策部長兼地域振興監中村昌彦君。

○総合政策部長兼地域振興監中村昌彦君（登壇）初めに、国の交付金を活用した地域創生の取組についてでございますが、道の来年度予算案においては、国の地域未来交付金を活用し、AI技術を活用した移住相談の効率化などによる若者や女性に選ばれる北海道づくりや、AI・DX技術を導入した先端農業の道内全域への普及による基幹産業における担い手不足の解消など、新規、継続を合わせまして14事業、約15億3000万円を計上しております。

道といたしましては、本交付金を効果的に活用することにより、地場産業の付加価値向上や本道の優位性を生かした地域経済の活性化など、地域が直面する課題に的確に対応しながら、地域特性を生かした本道の創生に取り組んでまいります。

次に、生涯活躍のまちに関する取組についてでございますが、全国を上回るスピードで急速に人口減少が進行する本道において、移住者も含め、若者や女性、中高年層の方々など、誰もが居場所や役割を持って活躍できる生涯活躍のまち構想は、コミュニティーの維持や地域の活性化を進める上で有効と認識しております。

このため、道では、関心を持つ市町村に対し、本構想についての相談支援や情報提供を実施してきたほか、地域づくり総合交付金を活用した財政支援なども行っており、道外からの中高年層の転入者数が増加傾向となっている市町村もございます。

こうした中、国においては、来年度の策定に向け、生涯活躍のまちに関するガイドラインの検討を進めていることから、道といたしましては、引き続き、庁内関係部局と連携しながら、市町村に対し、国の動向などの情報提供や必要な支援を行い、活力ある地域社会の実現につなげてまいります。

以上でございます。

○議長伊藤条一君 経済部観光振興監阿部正幸君。

○経済部観光振興監阿部正幸君（登壇）まず、観光施策に関しまして、2次交通の充実などについてでございますが、道外客や海外客の道内での移動方法につきましては、公共交通機関を多く利用していることから、道では、旅行者の利便性向上には2次交通の充実が重要と認識しております。

こうした認識の下、道では、来年度から宿泊税を活用し、地域が積極的に取り組む、宿泊施設や観光地などをつなぐ定期路線バスの立ち上げ支援や、交通と観光情報を統合したプラットフォームを構築し、旅行者が移動に関する必要な情報を把握し、そのサービスを円滑に活用できる環境整備などにより、旅行者の広域周遊を促進し、地域偏在の解消につなげてまいります。

また、外国人向けには、災害時を含めて、多言語による情報発信が重要なことから、観光関連事業者が行う翻訳機器やデジタルサイネージなどの設備導入支援も行うことで、道内の各地域の

受入れ体制の充実を図り、こうした取組を通じまして、観光立国・北海道の実現につなげてまいります。

次に、地域における宿泊施設の拡充についてであります。住宅を活用して旅行者などに宿泊サービスを提供する、いわゆる民泊は、宿泊施設が十分ではない地域での滞在型観光の促進や、多様な宿泊ニーズへの対応、空き家の有効活用といった観点から効果が期待できるものであります。本道の昨年度の民泊届出件数は、東京都に次いで全国で2番目に多い件数となっているところでございます。

一方で、道内では、届出住宅の多くが札幌市やインバウンド需要の高い地域に集中しており、地域住民の生活環境への影響等が懸念されていることから、道では、民泊のポータルサイトを開設し、民泊の届出や制限、相談窓口を紹介しているほか、道内各地におきまして、民泊制度の周知や地域での特徴的な事例を紹介するセミナーなどを開催しているところであり、引き続き、2次交通の充実など地域偏在の解消に取り組むとともに、市町村や簡易宿所の所管部との連携の下、地域と調和し、観光振興に資する民泊の推進に取り組んでまいります。

最後に、観光人材の育成などについてであります。インバウンドをはじめとする多くの観光客の満足度を向上させるためには、観光産業の現場などを支える人材などの育成確保を図ることが重要でありまして、道が、宿泊税導入に向け、実施したアンケート調査におきましても、人材の育成確保の取組、中でも外国語対応を求める御意見をいただいているところでございます。

このため、道では、これまで、観光機構との連携の下、観光関連産業の従事者を対象とした語学や接遇に関する研修会を開催してきたほか、道内外から優秀な人材を確保するため、学生、生徒などを対象としたインターンシップなどに取り組んできたところでございます。

道としては、今後、これらの取組をさらに充実させ、宿泊税を活用し、翻訳機器等の導入支援も行うなど、観光客の満足度の向上を図り、世界から選ばれる本道観光の持続的な発展につなげてまいります。

以上でございます。

○議長伊藤条一君 総務部危機管理監高山圭一君。

○総務部危機管理監高山圭一君（登壇）雪害対策についてであります。道では、大雪などに関係機関が連携して対応するため、札幌市や道開発局、JRなどと雪害対策連絡部を設置し、毎年、降雪期前に、札幌圏の大雪による大規模な交通障害の発生を想定し、ウェブ会議を活用してそれぞれの対応状況を共有、連携を図ることを確認する訓練を行っており、1月の大雪においても、訓練と同様に会議を開催し、連絡部内の各機関が情報交換などを行いました。JRからの情報提供等に課題があったものと認識しています。

また、連絡部が取りまとめた令和4年の大雪の検証結果を踏まえ、道、札幌市、道開発局等で連絡調整会議を開催し、道路管理者相互の連携協力体制を確認しており、先般の大雪においては、市からの要請により道開発局と連携してダンプトラックの支援等を行ったほか、市民や事業者の皆様に対し、テレワークの実施やマイカー使用の自粛、雪出しの抑制などをホームページや

SNSにより呼びかけたところです。

道としては、今後とも、道路管理者間の連携を強化するとともに、道民や事業者の皆様に対し、大雪時に協力いただく行動の普及啓発に努めるなど、雪害による影響の最小化が図られるよう取り組んでまいります。

○議長伊藤条一君 総務部長兼北方領土対策本部長坂本隆哉君。

○総務部長兼北方領土対策本部長坂本隆哉君（登壇） 船員に対する住民税の減免措置についてですが、個人住民税は、災害などにより納税者が甚大な被害を受けるなど特別な事情がある場合に、地方税法にのっとり、市町村が定める条例により減免することができることとされており、市町村が個人の市町村民税を減免した場合は、地方税法の規定により、個人の道府県民税も同じ割合で減免されるところでございます。

道といたしましては、船員の住民税の減免については、市町村の自主的な判断となりますが、税負担の公平性なども踏まえ、検討されるべきものであると考えております。

○議長伊藤条一君 警察本部長友井昌宏君。

○警察本部長友井昌宏君（登壇） 池端議員の御質問にお答えをいたします。

分庁舎設置の考え方についてですが、道警察では、本道の広大な面積という特性から警察力の分散配置を余儀なくされているところであり、本年4月1日の再編整備後、58の警察署と11の分庁舎を運用して警察力の強化を図ることとしております。

石狩市については、約5万7000人の人口を抱えるとともに、国際貿易港である石狩湾新港、LNG輸入基地、火力発電所、大規模データセンターを有するなど産業拠点としても発展しており、道警察としても、重要な地域であるとの認識の下、きめ細やかな治安対策を講じているところであります。

道警察といたしましては、石狩市への警察署分庁舎の設置につきましては、地域住民の方々の声に耳を傾けるとともに、利便性や人口動態、事件、事故の発生状況、警察署の要員確保、施設整備に係る予算状況等を勘案の上、引き続き、警察署や交番等の設置を含めて総合的に検討してまいります。

以上でございます。

○議長伊藤条一君 池端英昭君。

○60番池端英昭君（登壇・拍手）（発言する者あり）それぞれ御答弁をいただきましたが、指摘を交え、再質問をいたします。

まず、行財政についてであります。

経常収支比率が硬直化している中、限られた財源だからこそ、有効に使わなくてはならないと考えます。ラピダスへの投資を例に挙げ、この投資効果をどのようにはかるか、ただしましたが、こういった公的投資が本道の経済成長に寄与する生きた金にしなくてはならず、それは、道内総生産、いわゆるGDPに反映されることで、結果として北海道にも返ってきます。今後もそのような観点も意識しながら政策推進に当たっていただきますよう、指摘とさせていただきます。

す。

新年度予算についてであります。減債基金への積み戻し額の増額や財政調整基金の残高確保など、財政健全化を念頭に置いた措置は理解しました。ただ、これまでも国策による地方負担の積み重ねが現在の財政状況を招いたことを考えますと、新年度の責任ある積極財政の内容によっては、せっかくの取組も水泡に帰すことになりかねません。

したがって、これから明らかになるであろう国の予算の見直しにはより注意を払いながら、地方への多額の負担が出る場合、交付税等でしっかりと措置されるよう国に強く求め、これ以上の財政悪化を招かないよう留意することを指摘いたします。

このたびの地域未来交付金は、従来のデジタル田園都市国家構想交付金から、新しい地方経済・生活環境創生交付金とその名称を変え、新年度に運用されることになりました。当該交付金の目的は、東京一極集中の是正や人口急減地域の徹底支援を通じて、持続可能で魅力ある強い経済の構築を目指すとされています。

本道はもとより、人口減少に苦しむ自治体は多数あり、やはり、人口減少緩和を主眼とした対策が極めて重要であると私は考えておりますが、AI技術を活用した移住相談の効率化によってのみ、若者や女性に選ばれる北海道づくりが実現するのか疑問であります。

道として、若者や女性に選ばれる地域となるための課題をどのように認識し、その解決のため、具体的にどう取り組むのか、改めて伺います。

次に、生涯活躍のまちについてです。

御答弁では、道外からの中高齢層の転入が増加している市町村があるとのことでしたが、取組自治体の中、どのような効果を上げているのでしょうか。具体的な実績をお示しいただきたいと存じます。

また、国は、来年度の策定に向け、ガイドラインの検討を進めているとのことでしたが、国の第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略や、第2期北海道創生総合戦略以降において、生涯活躍のまち構想は思った成果が得られなかったことから、対象の拡大を図り、成果獲得を取り繕おうとしているようにしか見えず、本来の目指すべきゴールが置き換わったような印象を感じます。

いずれにしても、生涯活躍のまちについて国が新たな展開を示した以上、現在取り組まれている自治体において政策転換などの影響は出ないのか、また、これから取り組もうとする自治体との整合も含め、地方が混乱しないようどのような対応を取られるのか、お伺いをいたします。

次に、北海道観光についてであります。

観光における地域偏在の解消は、観光立国・北海道の実現に向けて極めて重要なテーマであります。周遊を促すために必要な2次交通の確保や充実をたどりましたが、定期路線バスの立ち上げ支援などのお答えがありました。

鶏が先か卵が先かの議論になりますが、その際、観光需要を増やすという観点も忘れてはならず、多くの本道来訪者に魅力を感じていただける観光地の発掘や磨き上げも、観光振興の両輪と

して不断の取組を求め、これも指摘とさせていただきます。

I Rについて、メリットとデメリットの両面が示されていますが、何を重視するかによって意見は分かれると思います。I R構想にあるM I C Eやギャンブル等依存症など、道民の関心が高い事業であります。ただ、東京ディズニーランドや大阪U S J、また、ジャングルア沖縄のような、子どものみならず、大人にも人気の高い夢のある施設と比較し、やはり、I Rは道民が素直に受け入れられる施設でないことは明らかではないかと思えます。

だからこそ、カジノを設置する各国での失敗例も含め、広くカジノを取り巻く情報を開示し、道民の判断をいただく必要があると私は強く思っておりますが、改めて知事にお伺いをいたします。

最後になりますが、雪害対策についてであります。

大雪時の対応で最も重要なのは、道路の除排雪であることを共通の認識として伺いました。除排雪作業をいかに迅速かつ確実に行えるか、これまでも問われてきたわけではありますが、都市機能への影響緩和や経済損失の低減、そして、何より傷病人を搬送する救急車や、あるいは消防車の往来は、人命に関わる大きな問題であり、最大の雪害リスクと言っても過言ではありません。

したがって、道民の皆様や事業者の皆様の御理解をはじめ、それぞれの道路管理者が一体となって除排雪に取り組むための連携と実効性をさらに強固にさせていただくよう求め、指摘とし、私の質問を終わります。（拍手）（発言する者あり）

○議長伊藤条一君 知事。

○知事鈴木直道君（登壇）池端議員の再質問にお答えいたします。

最初に、行財政運営に関し、若者や女性に選ばれる地域づくりについてであります。本道においては、進学や就職を主な理由として若年層の方々を中心に道外への転出超過が続き、その割合は女性が高く、こうした状況は地域の人口減少をさらに加速させるものであり、若者や女性の方々が、その能力を存分に発揮し、活躍できる環境づくりや、地域の魅力の効果的な発信が必要と認識しています。

このため、道としては、国の交付金を活用した取組はもとより、若者の道内就職の促進や、働く場における女性の活躍支援の効果的な取組に向けて、企業の女性ヘルスケアの取組を促進する官民連携によるセミナーや、就業・復職支援に取り組むほか、SNSを活用した地域の魅力発信を行うなど、様々な対策を講じながら、若者や女性の方々に選ばれる地域づくりに取り組んでまいります。

次に、生涯活躍のまちに関し、取組自治体における効果と今後の道の取組についてであります。例えば、上士幌町では、移住、定住の推進や、住民コミュニティの醸成に努めた結果、過去5年間において、中高年層も含め、50名を超える方々が移住しています。

こうした中、国は、昨年12月に閣議決定した地方創生に関する総合戦略の中で、全世代・全員活躍型「生涯活躍のまち」の新たな展開に向けたガイドラインを来年度に策定することとしているところであります。

道としては、引き続き、移住者も含め、中高年層や女性、若者など多様な方々が集い、誰もが知識や経験を生かして活躍できる地域コミュニティーづくりに向けた市町村の取組を支援するとともに、国の動向を注視し、生涯活躍のまち構想に既に取り組んでいる市町村や、今後、関心を持つ市町村に対して丁寧な情報提供を行ってまいります。

最後に、I Rに係る取組についてであります。I Rは、民間投資や観光消費の拡大など、本道の発展に寄与する可能性が期待されるプロジェクトである一方、ギャンブル等依存症などの社会的影響対策といった課題があり、道民の皆様の理解促進を図りながら議論を進めていくことが大変重要です。

道としては、まずは、I Rに関する基本的な考え方の改訂に向け、有識者懇談会において、メリット、デメリットの両面から検討を深め、検討状況を各段階で道議会にお示しし、御議論いただきつつ、道民の皆様の理解促進に努めながら、北海道らしいI Rコンセプトの構築に向け取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長伊藤条一君 池端英昭君の質問は終了いたしました。

船橋賢二君。

○57番船橋賢二君（登壇・拍手）（発言する者あり）本年1月14日、政府の地震調査委員会が、千島海溝沿いで想定される地震のうち、マグニチュード7.8から8.5程度の根室沖地震が今後30年以内に発生する確率を80%から90%へと8年ぶりに引き上げたところであり、また、本道では、本年に入り、札幌市内を中心とした、災害規模と言っても過言ではない大雪により、大規模な交通障害が発生し、これまで経験したことのないような大きな影響があったところでもあり、これまで様々な対策を講じてきている本道にあっても、さらなる検証や、新たな視点での対応と対策が求められており、通告に従い、以下、伺ってまいります。

災害時には、国や道と市町村が連携し、円滑で的確な応急対策を速やかに実施しなければならず、そのためには、被災地域の被害や避難者の状況を迅速に把握し、共有することが重要であり、道では、市町村が把握する、被害の発生状況や避難指示の発令状況に加え、避難者数などの情報を道の防災情報システムを通じて集約し、Lアラートにて関係機関との情報共有を図っていると承知しております。

昨年7月に発生したカムチャツカ半島付近の地震では、市町村における避難指示などのシステム入力に遅れが生じ、本道における全道の避難者数などの取りまとめにかなりの時間を要し、問題、課題となりました。

道では、この問題、課題への対応として、道防災情報システムの改修に取り組むとされておりますけれども、円滑な運用に向けて、どのような改修が行われ、今後どのように取り組んでいく考えか、伺います。

昨年12月に発生した青森県東方沖を震源とする地震に伴い、令和4年の制度運用開始以来、初めてとなる北海道・三陸沖後発地震注意情報が発表され、聞き慣れないその言葉に多くの方々は

戸惑いと混乱に巻き込まれながらも、大きな実害や被害はなく、その注意情報など特別な注意の呼びかけは全て終了したところであります。

この事案について、道においてもその検証を行ったと承知しておりますが、どのような内容でどのような課題があったのか、今後の対応を伺います。

災害時における被害を軽減するためには、住民一人一人の自助に加え、地域全体で支え合う共助の取組が重要です。特に、津波からの避難においては、高齢者や要配慮者への声かけ、避難誘導など地域における共助のその役割は非常に大きいと言われております。

道では、地域防災力の向上を目的とし、激甚化、頻発化する近年の災害に備え、北海道地域防災マスター登録制度を整備し、共助の担い手として、また防災知識の普及の担い手として、地域の防災活動に参加していただき、住民の防災意識向上に結びつけるべく登録を進めているところであります。

しかし、各地域における防災マスターのお話を聞く限りでは、まだまだその趣旨に程遠い活動の内容であります。登録することが目的ではないこの制度で、認定された有能な人材により活動の幅を広げていただくためにも、道として、これまでと異なる視点と手法でさらなるフォローアップが必要であり、地域防災マスターに対する道の所見をお伺いいたします。

私は、昨年（令和7年）の第2回定例会で、緊急消防援助隊全国合同訓練について質問したところ、参集、宿営の訓練を想定し、消防庁と調整を進める旨、答弁をいただきました。

総務省消防庁では、昨年12月、第7回緊急消防援助隊全国合同訓練について、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震を想定し、実動訓練としては初めて北海道と宮城県の2か所で開催すると発表しました。

実施まで1年を切った現段階で、その内容などはより具体的になっていると思っておりますが、本年、本道で開催される合同訓練について、どのような内容で実施されるのか、改めて伺います。

令和7年2月に岩手県大船渡市で発生した林野火災は、降水量の記録的な少なさに加え、発生前後の乾燥や強風、地形などの影響により急激に拡大し、地元消防や岩手県内の応援部隊のほか、林野火災では最大規模となる15都道県から緊急消防援助隊が出動し、これまでに類のない体制で懸命な消火活動が続きましたが、鎮火までには1か月以上を要するという大規模な火災となりました。

国は、この事案を踏まえ、消防活動について様々な検討を行っていることと承知しておりますが、どのような火災予防対策が示され、このことを受け、道は今後どのように取り組まれるのか、伺います。

広域分散に加え、離島や僻地を抱える本道においては、消防防災ヘリによる航空消防体制の整備は重要であることは言うまでもなく、道では、2機体制による365日24時間の運航体制でその任務を遂行されていますが、特に、その活動の大半を占める救急搬送は、道民の皆さんの安全、安心な暮らしを支える上で極めて重要な役割を担っています。

そこで、過去5年間における、道内のヘリコプターによる救急搬送件数について伺うととも

に、この業務を効果的かつ適切に実施していくためにも、今後どのように取り組まれる考えか、伺います。

本道におけるメディカルウイングは、平成29年から本格運航が開始され、これまで道内外への搬送が約180件あったと承知しています。メディカルウイングなどの固定翼機は、ヘリコプターと比べ、長距離搬送や搬送時間の短縮などに優位性があるため、人口減少が進み、医療の地域間格差が一段と拡大することが予測される現状や、各種災害の発生を考えたとき、固定翼機の活用と役割はますます高まっていると言わざるを得ません。

超急性期におけるDMATなどの派遣や患者搬送に加え、急を要する資機材などの搬送は、自衛隊や海上保安庁をはじめ、ドクターヘリなど回転翼機の利用が一般的である中に、被災地周辺空港が利用可能な場合、メディカルウイングを、使途に合わせた機内整備を行い、仮に運用することができるのであれば、これまでの概念を覆し、想像を超える役割を果たすこととなり、関係する多くの皆さんは一日も早いその活用に大きな期待を膨らませています。

しかしながら、現行におけるメディカルウイングの事業実施要綱では目的外利用となり、別途協議が必要であります。本道の現状と将来を見据えたとき、このようなハードルは、どんなに困難であっても必ず乗り越えなければならないと強く感じています。

大規模災害の発生や、緊急時における固定翼機の救急航空搬送について、道はどのように考えているのか、伺います。

札幌医科大学附属病院は、道内唯一の基幹災害拠点病院であり、特に、広域搬送が可能な重症患者は、高度救命救急センターである札医大病院に搬送されることが多く、さらには、がん医療や再生医療など、高度で特殊な先端医療に取り組む特定機能病院として、本道における医療の最前線でその機能と役割を果たされています。

昨年末、私は、同僚議員と札幌医科大学に出向き、理事長兼学長や病院長はじめ、関係する各教授などから御説明をいただき、大学全体の施設や設備を視察し、様々な意見交換をさせていただいた中で、特に気になったことがあります。

それは、築42年が経過している病院棟についてであります。施設の経年劣化に対応し、最低限の改修や修繕は進んでおりますが、いずれも根本的な対策とは言えず、特に、病院の要である手術室に関しては、搬入、設置の物理的問題が最新機器入替えの障壁になっているなど、様々な課題に直面しており、大きな役割を背負う大学病院として、決して充実した環境とは言えず、これからを考えたとき、大きな不安を感じたのは私だけではなく、築年数や、本道における札医大病院の役割を考えたとき、新たな施設整備に向け、今すぐにでもその一歩を踏み出さなければならないと強く感じさせられる視察でもありました。

これは、あくまでも私感ですが、知事公館跡地を視野に入れ、北海道らしいPFI方式による官民一体型の施設整備は考えられないものかと、ひそかに期待をしているところでもあります。

この札医大病院の施設整備を含め、中期目標を達成するために、道として今後どのように取り組んでいくのか、伺います。

札幌医科大学附属病院では、ICTを活用した遠隔医療支援システムを導入し、本年1月から、北見赤十字病院などと連携し、地域医療を支える新たな取組を展開しています。この取組は、札幌医科大学附属病院と地域医療機関のICUをネットワークで結び、医療情報をリアルタイムに共有することで、遠隔から診療を支援、サポートすることができるというものであり、本道の地域医療の現状を踏まえたとき、画期的で有効な取組であると考えます。

道は、この新たな取組をどのように認識されているのか、伺います。

2040年に向け、85歳以上人口の増加や、生産年齢人口の急激な減少が見込まれ、担い手の確保など一層の厳しさが増す中、道民の暮らしや命に直結する医療分野において、こうしたデジタル技術を積極的に活用する取組は極めて重要な役割を果たすことになり、特に、広域分散型の本道では通院にも多くの時間を要するなど、地域の住民が身近な場所で医療を受けることができる遠隔医療は、これからの時代において間違いなく有効な取組であると考えます。

道は、この遠隔医療の促進に向けて今後どのように取り組まれるのか、お伺いをいたします。

最後に、子どものホスピスについてであります。

現在の日本では、こどもホスピスに関する定義はないようではありますが、これから申し上げるこどもホスピスは、1982年、イギリス・オックスフォードにて、修道女で看護師でもあったシスター・フランシスが創設したヘレン・ダグラス・ハウスがその始まりだと言われており、命を脅かす状態、また、生命に関わる病態を意味するライフ・スレットニング・コンディションズ、いわゆるLTCの子どもたちが、自宅や病院とは異なる環境で、御家族や地域の皆さんと一緒に時間を過ごせて普通の生活ができる、自分の家のような施設のことで、みとりが目的の医療施設とはその性質と考え方は異なります。

札幌市では、まちづくり戦略ビジョン・アクションプラン2023の中で、こどもホスピスに取り組む民間団体に対し、設立などに関する活動を支援するとして、2027年度までに一つの施設を設立、着工させるという具体的な目標を掲げております。

私は、札幌市内や周辺に施設を建設することは否定しませんが、実際に対象者となるその子どもや御家族が、どのような施設をどこに必要なのかなど、このことを基本とするべきだと常に考えています。

広域分散型の本道において、都市目線に偏ることなく、全道のLTCに苦しむ子どもたちと御家族を誰一人として取り残すことがないように、さらには、地方に住む方たちが常に不安を募らせている病状急変時に対応するため、拠点となる医育大学との十分な連携、メディカルウイングとバックトランスファー、ICTを活用した遠隔医療の導入など、住み慣れた地域で当たり前のように安心して生活することができる普通の環境を整えることが何よりも大切であり、決して札幌市任せにならないよう、北海道がイニシアチブを取り、あるべき姿をしっかりと見据え、その役割と責任を果たすべきではないでしょうか。

私が日頃から行動を共にしている皆さんとは、こどもホスピスと表現せず、北海道のあるべき未来を想像し、子どものホスピスとあえて表現をしているところです。

国内における医療施設ではないこどもホスピスは、現在、横浜と大阪の2か所にあると聞いておりますが、私は、この北海道にも子どものホスピスを整備する必要があると真剣に考えており、これまで述べさせていただいた観点と本道の財政状況を考えたとき、本道では、既存の社会福祉施設や相談支援事業などを有効な資源とし、積極的な活用による子どものホスピス北海道モデルを早期に目指していくべきと強く感じております。

知事は、東京都の職員時代、医療現場における多くの声を聞き、さらには、LTCの子どもや御家族とも直接向き合ってきた経験があると承知をしております。本道では、この十数年の中でほとんど動きがなかった、この子どものホスピスについて、知事は、どのように認識され、今後どのように取り組む考えか伺って、私の質問を終わります。（拍手）（発言する者あり）

○議長伊藤条一君 知事鈴木直道君。

○知事鈴木直道君（登壇）船橋議員の質問にお答えいたします。

最初に、北海道防災情報システムについてであります。道では、昨年7月のカムチャツカ半島沖の地震に伴う災害対応において、防災情報システムによる情報の発信などに課題があったことを踏まえ、市町村が津波警報等による避難指示を発令する際、あらかじめ対象地区をシステムに登録することで、自動またはワンクリックで伝達できるようにするほか、避難所等の避難者数の集計をより迅速に行うことができるようにするなど、機能向上のためのシステム改修を年内に行うこととし、それに要する経費を本定例会に来年度予算として提案しています。

また、道では、改修内容について、分かりやすいマニュアル等を作成し、周知徹底を図るほか、本庁、振興局、市町村によるシステム操作訓練等を通じて習熟度の向上に努めるなど、災害時に、道民の皆様に対し、防災情報システムを通じた情報提供がより迅速かつ的確に行われるよう取り組んでまいります。

次に、北海道・三陸沖後発地震注意情報についてであります。昨年12月、制度運用開始後、初めてとなる後発地震注意情報が発表され、道では、本部員会議を開催するとともに、市町村や事業者の方々、道民の皆様に対し、ホームページやSNS等の様々な手段を活用して注意喚起を行うなど、防災対応に取り組んだところであります。

呼びかけ期間終了後に、本庁、振興局及び関係市町村を対象に行った振り返りでは、道と市町村の連携による情報発信や、道有施設における緊急点検の実施を評価した一方で、注意情報発表時における避難場所や、非常持ち出し品の確認をはじめとする具体的な行動に関する、個人や団体への一層の周知等を課題としたところでございます。

道としては、今後とも、巨大地震の発生に備え、国や市町村、防災関係機関と連携しながら、後発地震注意情報のより一層の周知徹底を図り、道民の皆様の防災意識の向上に取り組んでまいります。

次に、災害発生時における固定翼機の活用についてであります。東日本大震災では、傷病者を被災地外に搬送する広域医療搬送が自衛隊の固定翼機により初めて行われ、また、国が毎年度実施している大規模地震時医療活動訓練では、自衛隊の固定翼機を活用した搬送訓練が行われて

おり、この訓練には北海道DMATも参加しています。

他方、道のメディカルウイング事業は、災害発生時における傷病者の救急搬送を目的とするものではなく、地域の医療機関では提供できない高度・専門的医療を必要とする患者の方々を計画的に搬送する事業として実施しています。

災害発生時における迅速な救急活動を実施するための航空機の活用については、道の地域防災計画に定めており、今後とも、国の防災基本計画や防災関係機関が行う施策の動向などを踏まえ、適宜、必要な検討を行ってまいります。

次に、札幌医科大学附属病院の施設整備等についてであります。札幌医科大学附属病院は、特定機能病院として高度先進医療や災害救急医療の提供のほか、地域への医師派遣など、本道における基幹病院としての役割を果たしています。

こうした役割を適切に果たしていくためには、施設や設備についても計画的に整備していくことが重要であり、これまでも、札幌医科大学と意見交換を行いながら、西病棟などの基幹施設の整備や既存施設の改修などを行ってきているところであります。

道としては、中長期的視点に立った計画的な施設整備や、質の高い医療サービスの提供、地域医療を支える人材の育成など、中期目標に掲げる取組の着実な実施に向け、札幌医科大学と緊密に連携を図りながら、札幌医科大学が、社会経済情勢の変化や道民の皆様のニーズに対応し、本道医療における役割を一層果たしていくことができるよう、引き続き必要な支援を行ってまいります。

次に、遠隔医療についてであります。広域分散で医療資源が偏在する本道において、限りある資源を有効に活用しながら効率的で質の高い医療提供体制を確保する上で、医師、患者の双方にとって負担軽減が図られる遠隔医療の取組は重要です。

このため、道では、これまで、医育大学が行う地域の医療機関への専門的な助言や、在宅医療でオンライン診療を行う医療機関におけるシステム導入経費等に対して支援を行っているところであります。

道としては、今後とも、圏域ごとに設置している調整会議の場で、遠隔医療の効果等を情報提供するとともに、診療報酬の見直しや、補助制度の充実を国に要望するなど、道民の皆様が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、地域医療の確保に取り組んでまいります。

最後に、こどものホスピスに関する取組についてであります。道内では、重篤な疾病や重い障がいを抱える子どもとその御家族が、療養中の精神的・経済的負担を軽減できるよう、民間支援団体が、一時的に治療や療養している施設を離れ、家族だけで過ごす宿泊場所の提供や、キャンプ等の体験イベントを開催するなど、多様な活動を実施しています。

道では、これまで、こどもホスピスに関する支援活動について、道民の皆様の理解を深めていただくためのシンポジウムを開催してきたほか、医療機関を通じて療養中のお子さんの希望や退院後に必要なサポートなどについて保護者の方々等への調査を実施し、年度内に取りまとめることとしています。

道としては、今後、調査結果を踏まえ、医療・福祉関係団体などが参画する協議会で支援の現

状や課題等について御意見を伺いながら、各地域において特色ある活動の充実が図られるよう、民間との協働による支援方策を検討するなどして、病気や障がいとともに生きる子どもたちとその御家族の皆様への支援に取り組んでまいります。

なお、その他の御質問につきましては、担当の部長から答弁をさせていただきます。

以上でございます。

○議長伊藤条一君 総務部危機管理監高山圭一君。

○総務部危機管理監高山圭一君（登壇）防災対策に関し、初めに、地域防災マスターについてですが、道では、自助、共助による、災害に強い地域づくりを進めるため、防災に関する知識を有し、自発的に活動できる方を北海道地域防災マスターとして認定しており、令和8年2月末現在、その認定者数は累計約5500人となっています。

また、認定後もマスターの方々のさらなるスキルアップを図るため、気象や災害に関する最新情報や避難所の運営手法等を学んでいただくフォローアップ研修などを実施するとともに、マスターの方々の活動の場を広げられるよう、市町村や町内会などにおける防災訓練や研修等の場での活動状況を道のホームページで発信しております。

道としては、引き続き、振興局を通じてマスターの認定やフォローアップ研修などによる人材育成を図るとともに、マスターの方々と市町村や自主防災組織等との顔の見える関係づくりを進めるなど、各地域において地域防災マスターの一層の活用が図られるよう取り組んでまいります。

次に、緊急消防援助隊全国合同訓練についてですが、この訓練は、消防庁の主催により、来年度、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震を想定し、北海道と宮城県で行われる予定であり、このうち、北海道では、今年7月30日に行われる図上訓練のほか、12月17日と18日の2日間で実動訓練が予定されています。

この訓練では、東京都、埼玉県、京都府など10都府県から約100隊500人が空路や海路等により本道に進出し、北海道消防学校や札幌市消防学校など道内5か所で宿営地を開設、運営するほか、凍結路面での車両運転操作などを行うこととしており、厳寒期の本道における道外からの緊急消防援助隊の活動の実効性と課題を確認する内容となっています。

次に、林野火災の予防対策についてですが、国は、昨年8月、岩手県大船渡市の林野火災を踏まえた対策として、乾燥注意報等が発表された場合は屋外での火の使用などを注意喚起する林野火災注意報を、加えて、強風注意報が発令された場合には屋外での火の使用などを制限する林野火災警報を、それぞれ市町村において的確に発令するよう努めること、また、都道府県と消防機関とが連携して広報啓発を強化することなどを求める通知を発出しました。

この通知に基づき、道内の各消防本部では、注意報や警報を発令するための火災予防条例の改正を進めており、今年度中には、全ての消防本部で改正が行われ、運用が開始される予定です。

道としては、今後、市町村の注意報等の発令状況をホームページやSNSで発信するほか、コンビニエンスストアや公共キャンプ場で普及啓発ポスターを掲示するなど、林野火災予防対策の

強化に取り組んでまいります。

最後に、ヘリコプターによる救急搬送についてであります。道の消防防災ヘリコプターは、365日24時間体制で、道内の各消防本部からの救急搬送要請に対応しており、令和2年度から令和6年度までの5か年では累計310件の患者搬送を行いました。

また、他の事案に出動中などの理由で道が対応できない場合には、ヘリコプターを有する札幌市消防局や海上保安庁、自衛隊に協力を要請しており、令和2年度から令和6年度までの5か年では累計67件の患者搬送に御協力いただいたところです。

道では、毎年度、救急医療の専門医などで構成する事後検証会を開催し、対応した搬送事案を報告して、専門的見地から搬送症例や搬送先医療機関の選定などについて検証をいただいております。今後とも、こうした枠組みの下、救急搬送業務をより有効かつ適切に行えるよう不断に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長伊藤条一君 総務部長兼北方領土対策本部長坂本隆哉君。

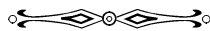
○総務部長兼北方領土対策本部長坂本隆哉君（登壇）札幌医科大学における遠隔ICUの取組についてであります。広域分散で医療資源が偏在する本道において、札幌医大では、地域における重症患者への適切な治療を行う体制の構築を目的として、遠隔から医師や看護師が診療支援を行う遠隔ICUシステムを導入し、本年1月から北見赤十字病院及び製鉄記念室蘭病院との間で運用を開始したものと承知しております。

札幌医大では、今後、連携する医療機関を拡大していくこととしておりまして、本取組は、患者の救命率向上や地方病院の負担軽減につながり、本道の地域医療提供体制の確保に貢献するものと考えております。

○議長伊藤条一君 船橋賢二君の質問は終了いたしました。

議事進行の都合により、暫時休憩いたします。

午後3時6分休憩



午後3時31分開議

○議長伊藤条一君 休憩前に引き続き、会議を開きます。

あらかじめ会議時間を延長いたします。

休憩前の議事を継続いたします。

富原亮君。

○92番富原亮君（登壇・拍手）（発言する者あり）憲法をめぐる議論は、国政の根幹に関わるものではありませんが、決して、国会の中だけで完結する抽象的な論争ではなく、災害対応、教育、地域代表制、土地利用、道議会議員定数等検討議論、さらには、国と地方の関係など、憲法上の制度設計が地域社会に及ぼす影響は極めて大きく、地方の立場からも、国の議論の動向を注視し、必要な意見表明を行うことも重要であると考え、これまで、幾度か、この場にて、議員定数

等検討協議会座長の立場や地方自治の在り方などの視点で、この改憲にまつわる議論をさせていただいた経緯があり、現在、衆議院憲法審査会においても、自衛隊の憲法上の位置づけをはじめ、主要論点が継続し、議論され、また、高市首相におかれても、国民的な議論の広まりを期待している旨の発言もなされており、こうした現状を踏まえ、本道の現場との関わりという観点から、改めて知事の基本的認識などを順次伺います。

まず、憲法9条と自衛隊の明記についてであります。

憲法9条は、戦争放棄と戦力の不保持を定めておりますが、現実には自衛隊が組織され、国防のみならず、災害派遣を通じて国民の生命と暮らしを守り支える存在として全国各地で活動しているところであります。

本道においても、胆振東部地震の際には、広域停電という未曾有の事態の中で、陸海空それぞれの自衛隊が、救助活動、物資輸送、避難支援などに尽力され、道民生活を守る極めて重要な役割を果たされたところであります。また、近年では、豪雨災害や豪雪災害が頻発しており、令和8年、今冬の青森県における記録的豪雪に際しても、自衛隊が除雪支援などの災害対応に当たったことが報道されているところでもあります。さらには、自衛隊の活動は、災害対応にとどまらず、地域住民の安全確保といった観点から、より身近な分野にも広がっております。昨年、秋田県において熊の出没が相次ぎ、住民生活に深刻な影響が生じた際には、県の要請を受けて、自衛隊が、関係機関と連携し、対応されたことは、皆さんの記憶にも新しいことと思います。

そして、この北海道においても、幾度となく、領空侵犯や弾道ミサイルの発射が繰り返されるなど、我々の日常が周辺国の軍事的脅威に日々さらされているというのが、目の前にある現実であります。安全保障の問題に加えて、災害対応の現場を抱える地方の立場からも、条文と現実の乖離をどのように整理していくかは重要な課題であると考えているところであります。

知事として、自衛隊の憲法上の位置づけをめぐる議論をどのように受け止めておられるのか、また、道としても、国に対し、災害対応の現場の視点を踏まえた議論の深化を求めてもよいと考えますが、所見をお伺いいたします。

憲法第26条と教育無償化についてお伺いをいたします。

憲法第26条は、全て国民が教育を受ける権利を有することを規定し、義務教育の無償を明記しているところであります。国においては、令和8年度予算において、いわゆる高校授業料の無償化の拡充や、道議会としても令和5年5月の臨時会にて意見書の提出をしている学校給食費の無償化を進める方向性が盛り込まれているところであり、教育費負担の軽減は、子育て世帯の安心につながるるとともに、地方の少子化対策としても重要な政策であると受け止めているところであります。

しかし、本道の現実を見れば、教育を充実させればさせるほど、そこで生まれ、成長した若者が、進学、就職を機に、札幌圏、さらには首都圏などへ流出し、地域の人口減少が加速するという構造的な課題も抱えているようにも感じるところでもあります。地方に財源を求める以上、教育の機会均等を保障しつつ、地方に人材が還流し、地域で育った人材がしっかりと地域で活躍で

きる仕組みを整備しなくてはなりません。そして、このことは、憲法論議と並行して検討すべき重要な政策課題であると考えます。

教育無償化をどのように受け止めておられるのか、また、道として、人材還流を支える新たな制度設計を今般の憲法議論を通じて国に求めていくような考えはあるのか、所見を伺います。

次に、憲法第29条の財産権と公共の福祉についてお伺いをいたします。

憲法第29条は、財産権を保障する一方で、その内容は、公共の福祉に適合するよう法律で定めると規定されているところであります。近年、本道各地において、大規模太陽光発電開発をめぐり、森林伐採、土砂災害リスク、景観破壊、水資源への影響などを懸念する住民の声が広がっているところであり、こうした懸念は全道域に広がり、地域の自然環境と経済活動をいかに両立させるかが現場で切実に問われていると受け止めております。

しかしながら、自治体が条例によって規制を行おうとしても、財産権保障を基本原則とした現在の法制度の枠組みとの関係から、過度な制約は困難であるとして、十分な対応が取れない場合もあると、すなわち、憲法上の枠組みが必ずしも明確でないために、条例による規制にも限界が生じるというジレンマが存在しているところでもあります。憲法審査会でも、財産権規定に地域の安全や環境維持といった観点をより明確に位置づけるべきではないかとの議論もあるようです。

道としても、本道の自然環境と地域の安全を守る観点から、国に対し、憲法改正も含め、法的制度の整備を求めていくべきとも考えますが、所見を伺います。

国と地方の関係について伺います。

地方自治法改正により、第2編第14章が新設され、国が自治体に指示できる仕組み、いわゆる補充的指示権が令和6年度に創設されたところであり、大規模災害や感染症の蔓延時など、国民の生命、身体を保護するために特に必要がある場合、国が、自治体に対し、指示を行えるとされているところでもあります。

これまで、基本的に法定受託事務にのみ限られていた指示権が自治事務全般に対しても行使できる可能性が広がり、新型コロナウイルス感染症のような個別法だけでは対応が想定されていない非常事態に備え、国と自治体との連携強化と迅速な対応を可能とするといった考えがあります。

私は、国民の安全に重大な影響を及ぼす場面において、迅速な危機対応を可能とする枠組みは大変重要であり、必須であると考えます。しかし、その一方で、憲法第92条が定める地方自治の本旨との関係において、この新設された条文は、その合憲性においてぎりぎりの状態にあるとの指摘を受けかねない状況にあるとも考えます。

この指示権の創設と地方自治の本旨との関係をどのように認識されているか、また、緊急事態下における国と地方の役割分担を憲法上どのように整理すべきとお考えか、知事の所見を伺います。

北海道新幹線について伺います。

その北海道新幹線も、2012年には札幌延伸の整備計画が認可され、2030年の開業に向け、延伸工事が進められておりましたが、工期遅延が報告され、御案内のとおり、2030年の開業は困難となり、その発表がなされてから1年以上経過している今ですら、いつ完成、開業となるのか、それすら示されていない、極めて残念な状況ではありますが、本年は新函館北斗開業10年の記念年であり、JR北海道や一部関係の方々による献身的な取組などは多少目にするものの、その何かしら全道的な盛り上がりはなかなか感じられない、これまた残念な状況で、札幌開業延期もその要因の一端でもあるのではないかと受け止めております。

想定をはるかに超える難工事であるということではあるものの、この類いの国家プロジェクトが完成工期も示すことができない、このようなプロセスで地元負担を求め、対応されていることに、とてもとても一言で、はい、そうですか、承知しましたなどとはならず、落胆感すら覚え、それだけでなく、当時の難工事を強調された説明会の雰囲気とは変わり、今度は事業費の高騰でということが強く打ち出されているようにも感じており、いずれにせよ、機運を一層高めていくには、開業遅延に伴う影響への対応はもちろん、相当、それ以上のインパクトを多くの関係者、道民にも感じてもらわなければ、機運の盛り上がりを取り戻すことは難しいのではないかと考えます。

札幌開業の遅延に伴う影響調査の結果概要を拝見いたしますと、早期に検討を求める事項と、中長期的に影響を見極め、対応を求める事項がまとめられており、今定例会における議論もさることながら、道の向き合い方が示され、今後、国交省鉄道局を窓口はその対応を求めていくことと思いますが、国に対して、開業時期を速やかに示していただくことと、あくまでも早期開業、そして、関係自治体の地元負担増にならないことなどを求めるほかにも、この際、特に強いインパクトのある施策や事業を求めていただきたいと考えるが、見解を伺います。

第2青函トンネルについて伺います。

本件に関しても、過去にこの場で議論をさせていただいており、本道が抱える地方鉄道路線問題をはじめ、様々な状況に鑑みると、今すぐ、北海道が主体的な立場で主導し、その実現に向けた活動や取組を進めるのもそうそう簡単な話ではないものと受け止めていますが、その一方で、第2青函トンネルの実現に向け、自民党所属国会議員で構成され、本道選出議員も役員に名を連ねた第二青函トンネル建設プロジェクト推進議員連盟が昨年12月に設立となり、国政の場における検討、議論が今まで以上に活発となることが期待されているところでもあります。

また、それを受けて、先般、私どもの所属会派においても、この第2青函トンネルに関する検討PTが設置され、今後は、自民党本部や関係機関からの情報収集をはじめ、実現を目指す関係自治体及び民間団体などとの連携を模索し、地元・北海道の関係機関としての熱量を示しながら、実現に向けた各種活動や取組を進めてまいる考えもございます。

この国政の場における議員連盟の設立などをどのように受け止め、今後どのような対応をされるのか、考えを伺います。

食産業の振興についてお伺いをいたします。

本道産業を代表する一つ、食産業の振興に関して、特に、これまで十数年にわたり議論を深めてまいりました北海道のアンテナショップ——どさんこプラザについて伺います。

そのどさんこプラザは、現在、全23店舗、道内外、そしてシンガポールやタイ・バンコクなど、海外にも展開されており、道産食品の魅力発信に大きな役割を果たされていると存じております。

昨年の定例会で、新市場への拠点づくりとして、九州圏においては新たな出店を目指すとして知事から答弁がなされております。食品製造事業者の事業活動を支援する道の施設が全国各地及び海外にあることは、販路拡大を目指す事業者にとって大きな支えであり、事業者の販路拡大意向を踏まえながら店舗を展開し、マーケティング支援機能の充実を図ることが道が果たすべき役割であり、しっかりと取組を継続していくことを期待しているところでありますが、今後の展開について、所見を伺います。

水産業の振興について伺いますが、先般、所属委員会でも議論をさせていただいており、岡嶋秀典部長からは可能な範囲で答弁はいただいておりますが、それを超える答弁を求めたく、ここで知事に伺うことをあらかじめ御承知おき願います。

近年は、海洋環境の変化などによる、アキサケ、昆布、ホタテなどをはじめとする本道主要魚種の漁獲、水揚げの低迷のほか、赤潮被害や海獣被害などによる様々な影響も生じており、経済的にも裾野の広い本道水産業を取り巻く状況はなかなか厳しいものと承知しております。

そのような中、道水産林務部は、道内の各漁村地域、水産関係団体や試験研究機関などと密接に連携しながら、昨年、記録的な不漁であったアキサケの対策では、これまで以上の資源回復に向けた人工ふ化放流事業の中長期的な方向性などについて議論し、取組を進めるため、先般、持続可能なさけ増殖事業検討会を設置されたほか、高水温でも育成できる昆布の開発研究、トド等、海獣による漁業被害や赤潮被害対応などなど、本道漁業・水産業の振興に尽力いただいているのは承知しているところでもございます。

いずれにせよ、本道水産業を取り巻く諸課題の解決に向けての各種施策の推進に当たっては、多くの道民にもこの現状を認識していただき、理解と浜の営みを応援しようと思ってもらえるような機運を醸成するのも、限られた予算と人的資源で対応している現下の状況に鑑みると、極めて大切な取組であると考えます。

令和5年9月には第42回全国豊かな海づくり大会北海道大会が開催となり、その理念を一過性のもので終わらせるのではなく、広く道内に波及させ、北海道の豊かな海を守り育て、次世代に継承する取組をより確かなものとするために、道議会では、令和6年第3回定例会にて北海道水産業・漁村振興条例の一部改正が議員提案され、令和7年6月1日、小樽市にて記念すべき第1回目の北海道豊かな海づくり大会が開催されました。

これこそ、まさに、水産業関係者のみならず、多くの道民に理解を深めてもらえた絶好の機会となり、大変意義深く、関係各方面からも多くの好評価と次回以降の期待が寄せられたところであります。

そこで、次回開催は、いつ、どこで開催する予定なのか、また、第1回大会を踏まえ、関連業界団体からは毎年の開催を望む声も寄せられているところではありますが、今後の開催は、毎年の開催となるのか、隔年もしくは数年置きで開催となるのか、開催方針についてもお伺いいたします。

文化財の活用について、松前神楽を含む神楽のユネスコ登録についてお伺いいたします。

本道で長きにわたり伝承され、平成30年3月に国指定重要無形民俗文化財として指定登録となった松前神楽ではありますが、その指定登録を受けるに至っては、松前神楽連合保存会をはじめ、関係者の尽力はもちろん、道教委の皆さんにも文化庁とのやり取りや関連行事の開催などにおいて格別なる御対応を賜り、この指定に向けて議論に参画してきた一員として感謝の念に堪えないところでもあります。

指定登録から8年、その松前神楽を含む日本の神楽でありますけれども、昨年11月28日、国の文化審議会にて、日本の温泉文化とともに、ユネスコ無形文化遺産登録における国内候補に決定されたところであり、今月中にはユネスコ事務局に提案書が提出されると文化庁では紹介されております。

このたびのこのユネスコ無形文化遺産登録に向けた国の取組を、本道2例目の重要無形民俗文化財として国指定登録の際に対応いただいた道教委としての受け止めをお伺いします。

次に、年中行事や祭りの文化財指定についてお伺いいたします。

同じく、平成30年にこの場で議論をさせていただきました年中行事や祭りの文化財指定の状況などについてであります。令和2年に道無形民俗文化財の指定がなされた根室金刀比羅神社例大祭、江戸時代からの伝統行事で、約370年の歴史を持ち、この類いでは北海道最古の祭りとも言われ、日本遺産の構成文化財ともなっており、関連する山車なども有形民俗文化財として道の指定も受けている道南江差の姥神大神宮渡御祭、天保2年より、その一年の豊作、豊漁を祈願するため、厳寒の北海道で御神体を抱いた行修者と呼ばれるふんどし姿の若者が水ごりや厳寒の津軽海峡に入水する神事で、令和5年に無形民俗文化財として指定された木古内寒中みそぎ祭りなど、過去の議論では、これら年中行事や祭りに関しても、文化財保護審議会での協議を経て、指定に向け、取り組むと示されており、その後、着実に進められていることを高く評価いたします。

そこで伺います。

これらにおけるその後の指定状況、そして、この際は、この年中行事、国の指定に向けて積極的に取り組んでもよろしいのではないかと考えますが、道教委の見解をお伺いして、私の質問を終わります。（拍手）（発言する者あり）

○議長伊藤条一君 知事鈴木直道君。

○知事鈴木直道君（登壇） 富原議員の質問にお答えいたします。

最初に、憲法改正をめぐる議論に関し、まず、自衛隊の役割などについてであります。我が国を取り巻く安全保障環境がより一層厳しさを増すなど、社会経済情勢が大きく変化する中、国

会の憲法審査会などにおいては、自衛隊の位置づけを含め、様々な議論が行われているものと承知をしております。

自衛隊は、国防を担うことはもとより、大規模災害時における人命の救助や災害復旧など、道民の皆様への命と暮らしを守るために大きな役割を果たしており、現場で御尽力いただいている自衛隊の皆様がしっかりと位置づけの中で活動できるよう、国会において議論されることが重要です。

憲法改正については様々な御意見があることから、私としては、国会において十分に議論を深め、その過程を国民の皆様へ丁寧に伝え、関心を喚起し、幅広い国民的な議論が行われることが重要であると考えております。

次に、国の補充的指示権と地方自治についてであります。地方自治法における補充的指示の規定は、国民の安全に重大な影響を及ぼす事態に備えた特例であり、その必要性は理解するものの、住民に身近な行政はできる限り地方公共団体に委ねることが地方自治の基本であり、地域のことは地域自らが決定できる分権型社会の実現が重要であると認識しています。

このため、私としては、補充的指示が、地方自治の本旨に反し、安易に行使されることがないよう抑制的な運用が図られるとともに、行使される条件や想定される事態などを明確にし、あらかじめ、実際に指示権の影響を受ける国民の皆様へ丁寧な説明がなされることが重要であると考えており、引き続き、全国知事会とも連携し、国に求めてまいります。

次に、交通・物流政策に関し、まず、北海道新幹線の札幌開業の遅れに伴う影響についてであります。道では、開業遅れに伴う道民の皆様への不安や懸念の払拭に向け、国や与党に対し、要望を行うとともに、北海道新幹線札幌延伸推進会議を開催し、地域の切実な声を国等に強く訴えてまいりました。

こうした取組に加え、開業遅れに伴う影響の把握に向けた調査を行い、現時点において既に課題が顕在化し、早期の対応が求められる事項のほか、中長期的に影響を見極めていく必要がある事項などを取りまとめたところであります。

道としては、今後、国に対し、地域において大きな懸念となった地方負担の軽減を求めることはもとより、影響を緩和する包括的なパッケージの早期策定に向け、具体的な協議を加速することに加え、中長期的に見極めが必要な事項についても国との調整を図っていくなど、道民の皆様への悲願である一日も早い完成、開業に向けて、関係者が一丸となって取り組んでまいります。

次に、道外との交通、物流の確保についてであります。道では、これまで、エネルギー、デジタル、食といった分野において、本道の強みを生かした取組を進めてきており、国においても軌を一にして危機管理投資、成長投資による強い経済の実現を目指す考えを示すなど、本道の重要性が一層高まる中、第2青函トンネル構想について、これまで民間団体が中心となって取り組まれていた提案、要望や機運醸成に加え、国と地方の双方の議員による検討が始まったことでより幅広い議論が行われることは重要と考えています。

道としては、こうした議論に加え、鉄道貨物を含めた国全体の物流の方向性に関する検討状況

を踏まえ、我が国の安全保障分野などにおける本道の役割を発信しながら、将来の発展に向けた北海道一本州間の交通・物流ネットワークの維持や機能強化等を国に求めてまいります。

次に、どさんこプラザの展開についてであります。本道の食産業の持続的な発展に向けては、消費者の皆様の購買動向の変化を的確に捉え、そのニーズにかなう商品を生み出すマーケティングが一層重要と認識しています。

こうした中、道では、新たな市場開拓や商品開発を目指す事業者の方々のニーズに的確に対応するため、どさんこプラザのマーケティング支援体制の充実に向けて、テスト販売を実施する既存店の拡大などに加え、未出店地域である九州地域での新規開設を目指し、取り組んできたところであります。

今般、商圈や市場規模などから安定的な運営が見込め、また、販路拡大を目指す道内の食関連事業者の皆様に積極的な活用をしていただける地域であると判断したことから、本道の食ブランドのさらなる浸透を目指し、本年4月、福岡市内に新たにどさんこプラザを開設してまいります。

最後に、北海道豊かな海づくり大会についてであります。第1回大会は、海づくりの理解と関心を深め、海の恵みを次の世代につなげる機会となり、大変意義のある大会になったと考えており、こうした機運をさらに全道に広げていくため、第2回大会は、全国や全道大会の未開催地域を基本に、自治体への意向調査や会場、アクセスなど総合的に勘案し、渡島管内の北斗市で開催することといたしました。

北斗市は、市制20周年、さらには北海道新幹線新函館北斗開業10周年という節目を迎え、これら関連行事との相乗効果や地元教育機関との連携も期待できるとともに、地域で積極的に栽培漁業に取り組んでいるヒラメの放流に適した8月下旬から9月中旬に開催したいと考えております。

また、道民の皆様に本道の大切な水産業を応援していただけるよう、豊かな海づくりの機運醸成につながる本大会の役割は大きいと考えており、毎年の開催を基本として継続していく方針であります。

なお、その他の御質問につきましては、担当の部長から答弁をさせていただきます。

以上でございます。

○議長伊藤条一君 総合政策部長兼地域振興監中村昌彦君。

○総合政策部長兼地域振興監中村昌彦君（登壇）高校無償化への対応などについてでございますが、いわゆる教育費の無償化は、子どもたちが、家庭の経済状況などにかかわらず、安心して教育を受けられる社会を実現するとともに、保護者の負担軽減にも資することなどから、国が責任を持ってその財源を確保し、進めることが必要と認識しております。

一方、高校無償化により、都市部や私立高校への入学者が増加し、地域における高校教育の維持向上や、地域社会そのものへの影響も懸念されることから、道といたしましては、これまで、全国知事会を通じ、国に対して、地域の実情に応じた教育の質の確保を図るための仕組みづくり

等について要望してきたところでございます。

引き続き、国における憲法改正をめぐる議論なども注視しながら、全国知事会等とも連携し、地域における高校の魅力化や、地域への人材の呼び戻しや定着に向けた取組などへの一層の支援について、国に求めてまいります。

○議長伊藤条一君 経済部ゼロカーボン推進監田中仁君。

○経済部ゼロカーボン推進監田中仁君（登壇）財産権と地域の安全に関し、国への要望などについてでございますが、道では、再エネの導入をはじめ、事業を進めるに当たりましては、関係法令の遵守はもとより、地域の皆様の御理解の下、本道の豊かな自然や景観、道民の皆様の安全で快適な暮らしが守られることを大前提に、適切に実施されることが重要と認識しております。

道では、違反事案に対し、法令の中でできることを徹底して行うとの考えの下、昨年11月に、地域との共生に関する知事メッセージを発信するとともに、関係法令の運用を見直し、違反には、中止命令を含め、厳正に対処することといたしました。

道といたしましては、市町村からの、法令による規制強化の必要性や、条例による規制には実効性に課題があるといった声も踏まえ、国に対しましては、必要な法整備を含め、実効性ある事業規律強化の検討加速など早急な対応を求めており、今後とも、こうした取組を通じ、国会における憲法審査会などの議論も注視しながら、自然環境の保全、景観への配慮、防災対策など地域との共生を図り、環境と経済の好循環の実現を目指してまいります。

○議長伊藤条一君 教育長中島俊明君。

○教育長中島俊明君（登壇）富原議員の御質問にお答えいたします。

まず、神楽のユネスコ無形文化遺産登録についてですが、神楽は、古来より、日本各地の歴史や風土を反映し、深い郷土愛により継承されてきたものであり、道内では、北海道南部で神職が中心となって伝承してきた松前神楽が国の重要無形文化財に指定されており、本道の重要な文化財であります。

また、令和7年11月には、国の無形文化遺産保護条約関係省庁連絡会議におきまして、ユネスコ無形文化遺産への登録に向け、神楽を新規提案する旨、決定されたことは喜ばしく思っております。

道教委といたしましては、世界的な関心の高まりの中で次世代へ継承していく好機と期待しており、国の検討状況を注視いたしますとともに、関係市町村や関係機関と連携しながら、SNSを活用して関連情報を発信するなど、道民の皆様の文化への理解と北海道への愛着の醸成を図ってまいります。

次に、年中行事や祭りの文化財指定についてであります。道内各地で長い間伝えられてきた祭りや様々な行事について、特に重要なものについて北海道文化財保護審議会において審議し、令和5年の木古内町の佐女川神社寒中みそぎ神事に続きまして、令和7年には、古平町の琴平神社祭典神輿渡御行列など、これまでに4件の祭りを道の無形民俗文化財に指定し、保存と活用を図ってきたところでございます。

道教委といたしましては、今後とも、国の指定を目指す地域や団体などに対して情報発信や助言などの支援を行いますとともに、国の検討状況や北海道文化財保護審議会の御意見を踏まえながら、市町村や団体と連携し、先人の営みを伝える本道の文化財が着実に次世代に継承されていくよう取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長伊藤条一君 富原亮君の質問は終了いたしました。

丸山はるみ君。

○25番丸山はるみ君（登壇・拍手）（発言する者あり）通告に従い、知事及び教育長に伺います。

まず、道政執行方針と重点政策について、A I、D Xと道政課題解決についてです。

地方自治の本旨は、住民福祉の向上です。しかし、重点政策と来年度予算案では、A I、D Xなど、産業競争力を強化する施策が多く見られる一方、物価高、医療、福祉、交通など様々な分野で課題が深刻さを増す中、道民生活を守る施策は全く不十分と言わざるを得ません。

知事は、重点政策の基本的視点で、A I、D Xは、成長の種火を大きく育て、本道の持続的発展につなげると、あらゆる命題がA I、D Xで解決できるかのように語りますが、A I、D Xの推進を住民福祉の向上とどのように結びつけ、解決していくのか、方向性を具体的にお示し願います。

次に、観光施策予算についてです。

令和8年度予算編成における収支不足額は約460億円にも達し、収支対策を行ってもなお、財政調整基金100億円の取崩しを余儀なくされています。一般施策事業費は、予算全体の約2割弱にすぎません。一方、宿泊税による税収を約32億円と見込む中、観光局の予算は、宿泊税による事業を除くと前年度より増えています。宿泊税により新たな財源を得ながら、宿泊税以外の一般財源等による事業費まで増額することは、宿泊税創設の意義を失うのではないのでしょうか。

事業費が縮減される施策もある中で、観光振興だけ別格の扱いを続ける理由を伺います。

次に、I Rとギャンブル依存症対策等についてです。

2023年度の厚生労働省の調査では、日本でギャンブル依存症が疑われる割合は1.7%、道内の人口に当てはめると、実に約7万3000人となります。

まず、ギャンブル依存症とはどのようなものか、知事の認識を伺います。

医療体制についてですが、本道において、2022年度で治療につながっているのは、入院で13人、通院で280人とあまりに少ない。

道は、2018年度にギャンブル等依存症対策推進会議を設置し、対策を講じてきましたが、取組への知事の評価を伺います。

また、現状の医療相談体制をお聞きするとともに、相談が必要な方を医療につなげる体制をどのようにつくっていくのか、併せて伺います。

I Rが開業した場合、国と都道府県にカジノ行為粗利益の15%を納付し、その一部を依存症対

策を含む社会的影響対策に充てるといいます。

この対象は、カジノを原因とする依存症に限定するのか、既存のギャンブル依存症者の治療、相談等は対象としないのか、伺います。

ギャンブル利用者のうち、一定数が依存症になることは否定できません。

その上で、知事は、I R誘致に伴い、実施される依存症防止対策は適切だと考えているのか、伺います。

知事は、I Rの誘致について、道として、基本的な考え方を、今年秋をめどに示す方針と言いますが、これまで行われた2回の有識者懇談会では、論点は多岐にわたり、徹底的に審議が必要です。なぜ急ぐのか、伺います。

次に、原発政策等についてです。

泊発電所3号機で火災が発生した際には、建屋内に設置している消火ポンプで消火活動を行うことになっています。

2024年10月6日からの6日間、点検作業のため、消火ポンプ全台が使用できない状態で、代替措置もなかったことを、先月の10日、北海道電力が発表しました。

知事は、この件についてどのように報告を受けたのか、伺います。

また、昨年12月の新聞報道により、9月17日の雨で、原子炉補助建屋の地下2階で地下水をためてポンプで排水する湧水ピットから、水3トンがあふれた事象が明らかになりました。同様の事象は2013年にも発生し、このとき、対策が取られたはずですが、再び同じような事象が起きたこととなります。

知事は、昨年12月4日の現地視察の際、こうした件について把握をしていたのでしょうか。以前と同様の事象を繰り返しているにもかかわらず、再稼働同意に当たり、安全対策は十分と判断したのはなぜか、知事に伺います。

本年1月5日に、中部電力が浜岡原発の基準地震動に関わるデータを意図的に改ざんしていたことが分かりました。これは、公益通報で明らかになったもので、原子力規制委員会は、自ら不正を見抜けず、その信頼性が揺らいでいます。

知事は、規制委員会に北電のデータについても厳正な見直しを求めるべきと考えますが、いかがですか。

次に、交通政策等についてです。

1月24日からの記録的大雪の影響で、新千歳空港はトータル約1万人が滞留する前代未聞の事態となりました。

北海道エアポートでは、最大空港滞留者数を6000人と見積もり、非常用毛布が6000枚用意されています。しかし、混乱が生じるとの理由で毛布は配付されませんでした。また、障がい者等の要配慮者は個室で休める対応となっていました。知的障がいの子どもの持つ当事者への案内や声かけもなかったとの発信がSNS上で確認されています。

混乱の実態及び一時待機場所の利用実態を道はどのように把握しているのでしょうか。対応の

改善を北海道エアポートに求めるべきではないかと考えます。いかがでしょうか。

北海道エアポートは、JR北海道に対し、列車の運転再開の見通しが甘い上、必要な情報提供も遅かったとして抗議しました。JR車内も含め、外国語での案内はなく、SNSも活用されませんでした。

道は、JR北海道に対して、今般の輸送障害への対応検証と、利用者の目線に立った万全な対策を講じることを要請しています。

今後、事務局を務める北海道交通・物流連携会議等を通じ、教訓を共有し、対策のアップデートを図るべきではないでしょうか。

次に、子ども政策についてです。

2025年の道内出生数は、速報値で2万2663人と19年連続で減少しています。

知事は、道政執行方針で、こどもまんなか社会とし、プレコンの普及、妊産婦通院助成などを挙げていますが、子育て世帯全体が恩恵を受ける子ども医療費の助成が後景に迫りやられているのはなぜでしょうか、理由を伺います。

現在、通院でも入院でも、18歳年度末まで以上の助成を行う道内の市町村は、約85%に達しています。各自治体が独自に頑張っているのです。一方で、北海道の医療費助成は、通院は就学前まで、入院は12歳年度末までにとどまり、不十分なまま、約20年にわたり放置されています。所得制限、そして一部自己負担金も残したままです。

合計特殊出生率を全国平均まで引き上げるという目標を持ちながら、全国平均と同様に下がり続けている状況にあって、道の子ども医療費助成をこのまま放置し続けるつもりでしょうか。拡充を求めますが、いかがですか。

最後に、教育問題に関し、まず、給食無償化への対応についてです。

長年の住民運動が実を結び、公立小学校における学校給食費の負担軽減が本年4月から開始されます。国会でも地方議会でも取り上げてきた日本共産党としても評価するところですが、学校給食は、教育の一環として質を保証するとともに、完全無償化とするべきではないでしょうか。

基準額を超える費用については保護者から徴収可能としています。道も支援し、無償とすることを求めます。教育長の見解を伺います。

栄養教諭を雇用せず、民間事業者からお弁当を提供しているスクールランチを行う4町村では、牛乳給食の基準額が適用され、支援金額が抑えられます。

しかし、給食には変わりなく、不公平にならないよう、柔軟な基準額の適用を求めるべきと考えますが、いかがですか。

また、公立中学校の給食を対象としない合理的な理由はありません。対象とするよう求めますが、教育長の見解を伺います。

アレルギーや不登校、長期欠席、フリースクール登校などの理由で給食を食べられない児童も無償化の対象に含まれていますが、実際の取扱いは学校設置者の判断とされています。

このような状況にある児童に給食費相当額の補助をすることは、公平性の観点から重要と考え

ますが、道教委はどのように対応するのか、お聞きします。

インクルーシブ教育についてです。

道立高校において、2024年5月、教諭が知的障がいのある生徒について、診断歴のない病名を記した資料をほかの教職員に配付したことが、第三者会議体が公表した調査報告書で明らかとなりました。また、昨年末、報道により、職員会議用資料に障がいのある生徒の受入れを排除するような基準があったことなどが相次いで明らかになっています。いずれも、インクルーシブ教育の理念と相反するものであり、人権意識の欠如と言うほかありません。

加えて、管理職を含め、ほかの教職員から何らの指摘もなく、是正も求められなかったことは問題です。

インクルーシブ教育を進める道教委において、人権意識の希薄な教育風土があることを教育長はどう認識し、また、人権意識醸成のためにどのように取り組み、成果に結びつけてきたのか、伺います。

2024年の第三者会議体が公表した調査報告では、特別支援教育に関する専門性を有する教員を増やしていくことも有用であると提言されました。この提言を受け、道教委はどのように改善したのか。

特別支援教育の専門性を有する教員の増加に向けた対応と、教員の特別支援教育の専門性を高める取組について伺います。

教育上、特別な支援を要する生徒を支援するために、個別の指導計画を策定することが有用とされていますが、策定は努力義務にとどまります。

第三者会議体の調査報告書でも策定が必要と提言していますが、要支援生徒数に対し、どの程度、個別の指導計画を策定しているのか、その実態について伺います。

今後、全ての要支援生徒に対し、個別の指導計画の策定が行われることが望ましいと考えますが、どのように強化していくのか、伺います。

以上、再質問を留保し、私の質問を終わります。（拍手）（発言する者あり）

○議長伊藤条一君 知事鈴木直道君。

○知事鈴木直道君（登壇）丸山議員の質問にお答えいたします。

最初に、道政執行方針と重点政策に関し、まず、今後の政策展開についてであります。社会経済情勢が急速に変化し、地域が直面する課題も複雑化、多様化する中、私としては、その解決に向けて、AI、DXの活用も含め、あらゆる政策手段を検討するとの考えの下、暮らしの安心、未来を見据えた挑戦という二つの視点で来年度の重点政策を取りまとめたところであります。

今後とも、道民の皆様の命と暮らしを守ることを最優先としながら、AI等の活用が進み、エネルギーやデジタルの基盤が整備されることにより、道内どこにいても暮らしの利便性や安全、安心が高まるなど、本道の将来の姿を道民の皆様にお示しし、御理解と共感をいただくとともに、足元の課題への対応にもしっかりと取り組み、道民の皆様が安心して心豊かに暮らすことの

できる北海道を実現してまいります。

次に、観光関連予算についてであります。本道観光は、インバウンド需要が急回復する一方、地域偏在や季節偏在といった課題に加え、観光需要を支えていただいている道内観光客の減少、さらには、人手不足やグローバルリスクなどの様々な課題にも直面しているところであります。

こうした中、道では、次期観光のくにつくり行動計画案に基づき、課題解決に資する施策の検討を進めてきたところであり、来年度からは、宿泊税の導入が予定されていることから、受入れ体制の強化といった宿泊者の方々の受益に資する取組は宿泊税を充当し、プロモーションなど観光振興に必要な取組は宿泊税以外の財源を充当する考え方の下で、関係者の皆様からの御意見や道議会での御議論をいただきながら、必要な施策を予算化したところであります。

道としては、今後、宿泊税充当施策と宿泊税以外の財源充当施策を併せて効果的に展開しながら、その相乗効果により、地域経済を支える本道観光の持続的な発展の実現に向け取り組んでまいります。

次に、I Rに関する基本的な考え方の改訂についてであります。道では、先行自治体による区域整備計画の認定申請の結果や、コロナ禍後の観光・M I C E需要の動向といった、I Rを取り巻く環境の変化を受け、I Rに関する基本的な考え方を改訂することとし、ギャンブル等依存症の専門家を含めた有識者懇談会において、I R誘致による経済波及効果やギャンブル等依存症対策など、メリット、デメリットの両面から御議論いただいた内容を踏まえ、素案の検討に向けた中間整理を行ったところであります。

道としては、引き続き、社会的影響への効果的な対応など、課題や論点について有識者懇談会において検討をさらに深め、市町村や経済団体など関係者の方々との意見交換を重ねるとともに、検討状況を各段階で道議会にお示しし、御議論いただきながら、広く道民の皆様へ情報提供をしつつ、北海道らしいI Rコンセプトの具体化に向け取り組んでまいります。

最後に、泊発電所についてであります。今般の中部電力の不正事案については、現在、原子力規制庁において検査が進められているところであります。原子力規制委員会では、他の事業者については審査、検査の中で類似した不正の兆候は見いだされていないとして、現時点においては水平展開をする考えはないとしています。

原発の安全性の確保については、国の規制責任と事業者の保安責任という基本的な枠組みの中で行われており、原子力規制委員会において、福島第一原発事故の教訓や海外の規制動向なども踏まえて策定された新規制基準に基づき審査、確認が行われるとともに、原子力規制委員会自らが責任を持って説明すべきと考えており、昨年末、同意回答の際、私から、金子原子力規制庁長官に対し、規制責任を担う原子力規制委員会において審査・監視体制の拡充や強化を図ることについて求めたところでございます。

なお、その他の御質問につきましては、担当の部長から答弁をさせていただきます。

以上でございます。

○議長伊藤条一君 保健福祉部長古岡昇君。

○保健福祉部長古岡昇君（登壇）初めに、ギャンブル等依存症についてでございますが、ギャンブル等依存症対策基本法におきましては、法律に定めるところにより行われる公営競技、パチンコ屋に係る遊技その他の射幸行為にのめり込むことにより、日常生活または社会生活に支障が生じている状態をギャンブル等依存症と定義をしております。

また、国の基本計画等におきましては、本人が病気である認識を持ちにくいことや、偏見などもあり、周囲の理解も得にくいこと、誰もがなり得る可能性がある疾患であることなどとされてございます。

次に、ギャンブル等依存症対策についてでございますが、道では、令和2年にギャンブル等依存症対策推進計画を策定して以降、正しい知識の普及をはじめ、様々な施策に取り組んでまいりました。

こうした中、近年、保健所や精神保健福祉センターへの相談件数や通院される方は増加傾向にあり、また、フォーラムなどへの参加者数や、研修会を受講する医療機関等も着実に増加をしているところでございます。

また、御本人やその御家族からの相談には保健所等が対応しており、道では、相談窓口の周知や職員の資質向上に努めながら、依存症が疑われる方を速やかに専門医療機関の受診につなげられるよう取り組んでおります。

以上でございます。

○議長伊藤条一君 経済部観光振興監阿部正幸君。

○経済部観光振興監阿部正幸君（登壇）まず、I Rに関しまして、納付金などの使途についてでございますが、I R整備法では、カジノ事業者に対し、カジノ行為粗収益の15%ずつを国及び認定都道府県等に納付することを義務づけておりまして、その使途につきましては、観光及び地域経済の振興などのほか、社会福祉の増進に関する施策の必要な経費に充てることとされているところでございます。

さらに、同法では、日本人に対するカジノ入場料の3000円ずつを国及び認定都道府県等に納入することを義務づけており、この納入金の使途につきましては、I R周辺地域の開発や交通環境の改善などのほか、依存症の相談窓口や治療体制の整備といったカジノ行為に対する依存防止のための取組に加え、既存のギャンブル等依存症対策の充実強化などの取組の経費に充てることとされております。

次に、カジノの依存防止対策についてでございますが、I R整備法及び施行令における依存防止対策では、I R区域以外での広告の規制といった入場前における誘客時の規制、7日間で3回、連続する28日間で10回までとする入場等の回数の制限や、厳格な本人の確認といった入場管理、クレジットカードの利用規制やA T Mの設置の禁止といったカジノ施設内の規制、さらには、本人、家族などの申出による利用制限などの措置が設けられているなど、重層的な取組が整備されているところでございます。

道としては、入場者が、カジノ施設を利用したことに伴い、ギャンブル依存症等の悪影響を受けることを防止するために必要な措置を求めるといった関係法令の趣旨や対策を踏まえまして、厳格に運用されていくことが重要であると考えているところでございます。

以上でございます。

○議長伊藤条一君 総務部危機管理監高山圭一君。

○総務部危機管理監高山圭一君（登壇）泊発電所の安全対策についてであります。泊発電所3号機の消火ポンプ点検作業時に代替措置が実施されていなかったことについては、北電から道に対し、本年2月4日に概要の説明があり、2月10日に、原子力規制庁から、北電が再発防止対策を実施することや、違反の深刻度レベルを影響が限定的とする規制検査報告書の案が公表された際に、知事に報告を行い、2月26日の道の立入調査等において、消火設備の復旧や、社内連携強化のためのマニュアル改正などの対策が講じられていることを確認しました。

また、湧水ピット水のオーバーフローについては、北電から道に対し、昨年9月17日に概要の説明、10月8日には再発防止対策の説明があり、10月10日に北電のホームページにおいて本件について公表され、12月2日の道の立入調査等において排水ポンプ増設などの対策を確認しました。

泊発電所3号機については、原子力規制委員会において新規制基準に適合していると判断され、設置変更許可がなされたところであり、昨年末、同意回答の際、国と北電に対し、安全対策に万全を期すことなどについて求めたところです。

以上でございます。

○議長伊藤条一君 総合政策部交通企画監斎藤由彦君。

○総合政策部交通企画監斎藤由彦君（登壇）初めに、新千歳空港における滞留者への対応についてであります。北海道エアポートでは、令和2年度に、大雪等による滞留者の解消に向けた連携会議において、交通事業者や関係行政機関とともに4年前の雪害を踏まえた訓練を実施するなど、取組を強化してきたほか、自然災害時における対応を定めた業務継続計画に基づき、滞留者に対し、毛布などの配付を行うとともに、要配慮者には一時待機場所として会議室を開放するなどの対応を行ってきたところでございます。

北海道エアポートからは、今回の雪害においては、JRの運行再開予定時刻が数度にわたって延期されたことにより、想定を超える滞留者が発生し、会議室に案内された要配慮者が数名程度となったと伺っており、道といたしましては、引き続き、滞留者解消連携会議に参加をし、北海道エアポートと情報共有を図りながら、今回の要配慮者への対応を含めた課題の整理と、取組の改善に向けた検討状況を注視してまいります。

次に、大雪時による輸送障害への対応についてであります。このたびの大雪では、北海道交通・物流連携会議の情報共有・対応強化ワーキンググループを中心に、ウェブチャットを用いたリアルタイムでの情報共有や情報発信を行ったところでございます。

一方、JRにおいては、運行再開予定時刻が数度にわたって延期されたことにより、多くの利

用者に混乱が生じたことから、情報の提供の在り方に課題があったとしているところでございます。

道といたしましては、今後においても、利用者への的確な情報発信や多言語での御案内をはじめ、行政機関や各事業者などの関係者間で適時適切な情報共有が行われることが重要との認識の下、次の降雪期に向け、JRが進めている検証の結果も踏まえながら必要な対策を講ずるなど、道民の皆様の安全、安心な交通サービスの確保が図られるよう取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長伊藤条一君 保健福祉部子ども応援社会推進監竹澤孝夫君。

○保健福祉部子ども応援社会推進監竹澤孝夫君（登壇）子どもの医療費助成についてでございますが、乳幼児の健康の保持を図ることを目的とした道の乳幼児等医療給付事業は、これまで、少子化の進行や経済情勢など取り巻く環境変化に応じつつ、その都度、対象年齢の引上げや所得制限の緩和など、給付の対象範囲を見直してきているところでございます。

医療費助成に関しましては、道内全ての市町村が、本事業を活用しながら、子育て支援はもとより、人口減少対策や移住・定住対策など、様々な観点から地域の実情に応じた独自の助成に取り組んでおりますが、道といたしましては、社会保障制度の公平性を確保する観点から、全国どこにいても同じ費用負担で必要な医療を受けられることが望ましいと考えており、今後とも、全国知事会とも連携しながら、全国一律の助成制度が創設されるよう国に要請してまいります。

○議長伊藤条一君 教育長中島俊明君。

○教育長中島俊明君（登壇）丸山議員の御質問にお答えいたします。

まず、給食費の保護者負担についてであります。国では、学校給食費の抜本的な負担軽減において、近年の物価動向を加味した基準額を設定し、基準額を超える部分については、学校給食法に基づき、引き続き保護者から給食費を徴収することを可能とするとともに、毎年、給食費に関する調査を実施し、物価動向等を踏まえ、適切な額を設定することとしております。

道内におきましては、昨年5月時点で78の市町村が域内の全児童を対象に学校給食費の全額を無償化しており、給食費の額も様々でありますことから、道教委といたしましては、地域の実態等も十分把握しながら、基準額が適切に設定されるよう、引き続き国に要望してまいります。

次に、いわゆるスクールランチへの対応等についてであります。国では、給食に代わって民間事業者の施設で調理した学校向けの給食である、いわゆるスクールランチを児童に提供している市町村は本制度の対象としないこととしており、都道府県にミルク給食開設の届出を行っている場合はミルク給食実施校として支援することとしております。

道教委では、これまでに、スクールランチの実施や検討を行う市町村に対し、栄養教諭が献立を作成し、学校給食として提供するよう指導助言を行ってきたところであり、民間事業者の施設で調理した給食であっても栄養教諭の配置が可能となるよう制度の見直しを図ることについて、引き続き国に要望してまいります。

また、中学校給食については、国において課題の整理を行った上で、実施の検討が行われるも

のと承知しております。

次に、給食の提供を受けていない児童への対応についてであります。国では、この制度において、給食の提供を受けていない非喫食者の取扱いについて、児童間の公平性や支援対象の妥当性などの観点からも検討し、重度のアレルギーや不登校などその状況が多岐にわたり、その対応も様々であることなどから、学校を設置する市町村の判断に委ねることとしたものと承知しております。

国では、今後、支援対象となる非喫食者の範囲に関する考え方や自治体の対応例などについて都道府県や市町村に示すこととしており、道教委といたしましては、国からの情報提供を踏まえ、市町村への助言等を行うなど、適切に対応してまいります。

次に、インクルーシブ教育に関し、人権意識の醸成についてであります。学校において児童生徒一人一人の人権が尊重されることは全ての教育活動の基盤であり、教員自身が、人権尊重の理念を持ち、常に人権感覚を磨いていくことが重要であると認識しており、道立高校において、内部資料とはいえ、インクルーシブ教育を推進する当該校の方針と異なる表現が記載されていたことは適切ではないと考えております。

道教委では、初任段階や中堅教員など各キャリアステージに応じた研修において子どもの権利条約に係る内容を取り扱うとともに、障がいのある児童生徒の人権を尊重し、適切に合理的配慮の提供を行うことができるよう、その理念や具体的な配慮の例をリーフレットにまとめ、周知するなどいたしまして、学校における人権感覚を高める取組が進むよう努めているところでございます。

次に、特別支援教育に関する専門性を有する教員についてであります。道教委では、全ての道立高校に配置しております特別支援教育コーディネーターに対し、研修を通して専門性の向上を図り、特別な教育的支援が必要な生徒への指導の充実に努めますとともに、学校における特別支援教育の推進体制が充実するよう、今年度から管理職選考におきまして特別支援教育に関する経験年数を確認するなど、経験を有する管理職の配置に努めているところでございます。

今後、特別支援教育コーディネーターが中心となって、特別支援教育への理解を深める校内研修を充実いたしますとともに、引き続き、通級による指導を実施する学校に専門性を有する教員を加配措置できるよう国に要望してまいります。

次に、個別の指導計画の作成についてであります。令和6年度に道教委が実施した調査では、札幌市立を除く道内の公立高校におきまして、特別な教育的支援を必要とする生徒674名のうち、個別の指導計画が作成されている生徒は413名であり、要支援生徒全体の63.3%となっております。

道教委といたしましては、各学校において個別の指導計画の作成が進むことが大切であると考えておりますことから、具体例を学校に提供いたしますとともに、個別の指導計画を活用した効果的な指導の実践例等を授業づくりに関する研修会において周知するなどしてきており、今後も、特別な教育的支援を必要とする生徒に対する一人一人に応じた教育の一層の充実に向け、指

導計画の作成や活用の意義の理解促進に努めてまいります。

以上でございます。

○議長伊藤条一君 丸山はるみ君。

○25番丸山はるみ君（登壇・拍手）（発言する者あり）それでは、ただいま御答弁をいただきましたが、再質問をいたします。

まず、道政執行方針と重点政策に関し、A I、D Xと道政課題解決についてですが、知事は、道民の命と暮らしを守ることを最優先と言いつつ、経営困難な医療・介護事業者への直接支援など、道民生活を直接応援する施策の中身は、最優先と呼ぶには到底不十分です。A I、D Xの推進は、特定企業への支援を前提としており、企業支援を行うことで道民に利益が及ぶとするトリクルダウン理論は既に破綻が明確になっています。

知事は、トリクルダウンの考え方に立って、A I・D X推進による企業支援を行うのでしょうか。

地方自治体の役割は、住民福祉を守り、向上させることにあり、民間企業の成長を最優先に据えることは、住民福祉の向上と相反します。

道民生活をを守ることを最優先という知事の言葉が看板倒れとならないよう、施策と予算を拡充する必要があると考えますが、いかがですか。

次に、観光施策予算についてです。

必要な予算と知事は答弁しましたが、宿泊税によって得られる財源が約2倍にもなる中、観光局事業充当の一般財源は3000万円以上増額されています。一般施策予算が全体の僅か2割弱しかない中、新たな財源を得る観光施策の一般財源を増額することは、他事業との整合性から見ても何らの合理性もありません。住民福祉の向上など、道民の命と暮らしを守るための予算をより手厚くするためにも、観光局予算における一般財源充当額は削減するべきではないでしょうか。

次に、I Rとギャンブル依存症対策等についてです。

ギャンブル依存症についての知事の認識はお答えいただけませんでした。ギャンブル依存症については、答弁のような通り一遍で型どおりの文面で表されるようなものではないと認識しています。

知事は、関係法令を厳格に運用するだけで、依存症予防になるとお考えでしょうか。カジノにA T Mを設置しないとしても、I R内に設置されるなら依存症対策とはなり得ません。本人、家族の申出により入場制限をし、たとえカジノに入れなくても、まちにはギャンブルの誘惑があふれており、入場制限に意味はありません。

入場回数等制限の有効性については、2024年3月、道が発行した「オンライン等によるギャンブル等依存症事例集」から30代男性の事例を挙げます。その男性は、成人後、友人に誘われ、月二、三回、場外馬券場に行くようになり、大学生のときは、競馬に加え、スロットに夢中、就職後は、場外馬券場が遠いため、携帯電話で競馬につき込み、生活費に事欠くようになって医療機関につながったという事例です。最初は月に数回の競馬が、依存症の入り口になったのです。I

Rの入場回数制限は気休めにもなりません。

北海道らしいI Rコンセプトは、ギャンブル依存症対策とその効果も含めて議論されるべきではないでしょうか、知事の見解を伺います。

知事は、今定例会で、初めて北海道らしいI Rコンセプトの改訂を今年秋までに行うことを表明しました。これは、有識者会議での議論を経た上で道議会での表明となったものか、お聞きします。

この時期までとした根拠になる議論はどこで行われたのか、伺います。

また、I Rの周辺施設の魅力を高めるほど、地域の宿泊業、飲食業、イベントホールなどに与える影響は増大します。I R利用者を全道へ送る送客機能が張りぼてに終われば、逆に全道から観光客を奪う可能性が生じるなど、極めて慎重に議論を進める必要があります。秋までにまとめられるとする根拠をお示し願います。

次に、原発政策等についてです。

原発事故は、その影響が時間的にも空間的にも無限に拡大することから、決して起こしてはなりません。泊発電所3号機再稼働判断に当たり、北海道電力は、主催する説明会で、安全対策に終わりはないと繰り返し、原発事故を起こさないための対策を何重にも行っていると説明してきました。しかし、そうした対策は、決められたとおりに行われることが最低条件です。また、過去に起こった不適切な事案に学んで同じことを繰り返さないことも、事故対策において重要で、今回質問をした消火ポンプのケースでは、別の送水口が使用できる状態でなければならないという運用上のルールから逸脱しています。湧水ピットからの溢水は対策が不十分でした。予想が甘く、あまりにも緊張感が欠けています。

知事は、このような事案を繰り返す北海道電力に泊原発稼働の運営ができるとお考えか、伺います。

何より、原子力規制委員会が、事業者によるデータの不正を審査で見抜くのは困難としたことは驚きです。これまでの答弁で、北電から、本事案を受けた社内確認結果の報告があったということですが、泊3号機の基準地震動が新規制基準に適合していることや、その根拠となるデータを北電が保存していることを知事は確認していますか、お答えください。

最後に、教育問題についてです。

3月5日に、文科省は、公表した全国公立学校のうち、前回調査比で1759人の教員の不足人数の増を確認し、不足が生じた学校数は931校に拡大していることを公表しました。根本的に教職員が不足し、また、求められる業務が増大しており、教員を増やすどころか、必要な教員数すら配置できていない現状にあります。

この現状を一刻も早く解決することが、インクルーシブ教育推進の何よりの保障となり、支援を必要とする児童生徒に対する何よりの支えになると考えますが、いかがでしょうか。

あわせて、特別支援教育に関する専門性を有し、児童生徒の人権を尊重する教員数を根本的に増やすことへの認識及び今後どのように取組を強化するのか、教育長の認識を伺います。

以上、再々質問を留保し、私の質問を終わります。（拍手）（発言する者あり）

○議長伊藤条一君 知事。

○知事鈴木直道君（登壇）丸山議員の再質問にお答えいたします。

最初に、道政執行方針と重点政策に関し、まず、今後の政策展開についてであります。私としては、頻発化、激甚化する自然災害や長引く物価高騰などから、道民の皆様の命と暮らしを守ることが最優先と考えているところであります。

こうした中、A I、D Xの活用の恩恵が、産業のみならず、道民の皆様の暮らしを支える幅広い分野に及ぶよう取り組むとともに、あらゆる政策手段を検討しながら、地域が直面する様々な課題解決に向けて取り組み、誰もが安心して暮らし続けられる北海道を実現してまいります。

次に、観光関連予算についてであります。道では、宿泊者の方々の受益に資する取組は宿泊税を充当し、観光振興に必要な取組は宿泊税以外の財源を充当する考え方の下で、関係者の皆様からの御意見や道議会での御議論をいただきながら、関連産業の裾野が広い本道観光振興のため、必要な事業を予算化したところでございます。

道としては、今後、宿泊税充当施策と宿泊税以外の財源充当施策を併せて効果的に展開しながら、その相乗効果により地域の経済と雇用を支える本道観光の持続的な発展に向け取り組んでまいります。

次に、I Rに関し、まず、カジノの依存防止対策についてであります。道では、ギャンブル等依存症の専門家を含めた有識者懇談会において、ギャンブル等依存症対策の社会的影響についても御議論いただいたところであります。

道としては、I Rに関する基本的な考え方の改訂に向け、引き続き、現在のギャンブル等依存症の有効な対策のほか、カジノにおける依存症等の社会的影響への効果的な対応などについても、有識者懇談会において検討をさらに深めてまいります。

次に、I Rに関する基本的な考え方の改訂時期についてであります。道では、I Rを取り巻く環境の変化を受け、I Rに関する基本的な考え方を改訂することとし、有識者懇談会において、メリット、デメリットの両面から御議論いただいた内容を踏まえ、素案の検討に向けた中間整理を行ったところであります。

道としては、検討の各段階でその進捗状況をお示しし、御意見を伺いながら検討を深めていくことが重要と考えており、引き続き、有識者懇談会において御議論いただくとともに、市町村など関係者の方々との意見交換を重ね、その検討状況を道議会や広く道民の皆様にお示ししながら、本年秋をめどに基本的な考え方の成案を提示できるよう、丁寧に検討を進めてまいります。

次に、泊発電所の安全対策についてであります。原発は安全性が確保されることが大前提であり、北電においては、保安体制の充実に向け、基準への適合はもとより、様々なリスクを想定し、常に規制以上の安全レベルの達成を目指すなど、不断に取り組むべきと考えています。

昨年末、私から齋藤社長に対し、泊発電所の安全対策に万全を期すことや、慣れや思い込みなどによるヒューマンエラーの防止の徹底、安全対策を確実に実施できる組織体制の保持、充実な

どについて求めたところ、齋藤社長から、事故の可能性をよりゼロに近づけるべく、ハード、ソフトの両面において、安全性向上に向けた不断の努力を継続していくとの回答があったところであり、北電には常に緊張感を持って安全対策を徹底していただきたいと考えています。

最後に、泊発電所への対応についてであります。中部電力の不正事案を受け、北電は、泊発電所3号機の基準地震動の策定に関し、社内確認を行い、1月末、齋藤社長から、原子力規制委員会の審査ガイドに基づいた手法で評価していることなどについて確認した旨の説明があり、担当副知事から、基準地震動を適切に策定していることについて道民の皆様への丁寧な情報発信を行うことや、設計及び工事計画認可等の審査に真摯に対応することなどについて求めたところがあります。

原発の安全性の確保については、国の規制責任と事業者の保安責任という基本的な枠組みの中で行われており、原子力規制委員会において、新規制基準に基づき審査、確認が行われるとともに、その結果については規制委自らが責任を持って説明すべきと考えております。

以上でございます。

○議長伊藤条一君 教育長。

○教育長中島俊明君（登壇）丸山議員の再質問にお答えいたします。

特別支援教育に関する専門性を有する教員についてであります。インクルーシブ教育の推進に当たりましては、特別支援教育に関する専門性を有する教員の確保が重要であると考えており、高等学校におきまして、特別支援教育の専門性を有する、通級による指導を担当する教員を増やすためには、国の加配措置が必要でございます。

道教委では、今後も、特別支援教育コーディネーターが中心となって、特別支援教育などへの理解を深める校内研修を実施し、専門性の向上に努めますほか、大学等の専門性の高い講師による校外での研修への積極的な参加を促進いたしますとともに、通級による指導を実施する学校に専門性を有する教員を加配措置できるよう、国に強く要望してまいります。

以上でございます。

○議長伊藤条一君 丸山はるみ君。

○25番丸山はるみ君（登壇・拍手）（発言する者あり）それでは、知事に再々質問をいたします。

I Rとギャンブル依存症対策等についてです。

I Rの周辺施設には、M I C E、宿泊施設、劇場、飲食店などを造り、大人も子どもも家族連れで楽しめるという喧伝をしていますが、子どものうちからギャンブルに身近に接する機会が増えることで抵抗感が薄れることが懸念されます。既に日本には全世界のギャンブル機器の約6割が集まっており、近年のオンライン公営ギャンブル拡大でさらに手軽になりました。

しかし、一たび依存症となれば、借金を重ね、その穴埋めに家族にうそをつき、子どもの給食費や塾代、進学費用にまで手をつける。家庭生活は壊れ、夫婦仲はけんかが絶えず、DVも起きる。それを見聞きする子どもは、面前DVにさらされます。そうした危険が高まります。ギャン

ブルは、一定数の依存症者を生むことが分かっています。

I R誘致が、ギャンブルに触れる機会、ギャンブルをする機会を増加させます。

I R誘致が依存症を生むきっかけになると考えますが、知事の見解とともに、それでもI R誘致の検討を進めるのか、伺います。

さきの代表質問で、方針を示す時期を今年秋頃と表明しましたが、その時点で有識者会議と共有していなかったということでしょうか、改めて伺います。

徹底した議論を保障せず、秋頃という完成時期ありきで進めることは、時期ありきで導入を急いだ宿泊税と同様に、制度の欠陥を招くことになるのではないのでしょうか。2027年11月が申請の期限と言われていることから、今年秋頃と決めたのではないですか。

実現性のないI Rは申請を行わないと決断すべきです。見解を伺います。

最後に、原発政策等についてです。

泊発電所3号機の事故対策に対する批判に、飛行機や列車でも事故を起こすじゃないかなどと、原発事故と飛行機事故、列車事故等を同列に捉える言説が出てきています。これは、新たな安全神話ではないのでしょうか。

原発の苛酷事故の被害の大きさは、その範囲のみならず、時間的にも多大な被害となることは、原発事故から15年たった福島の現状と事故処理の進捗を見れば明らかです。北海道電力は、安全対策に終わりはないと繰り返しますが、ヒューマンエラーを100%なくすることはできません。そして、ヒューマンエラーが大きな事故のきっかけになる可能性は否定できないことから、事故を起こしたら元に戻すことができない原発は、やはり、再稼働をするべきではないと考えます。

知事に再稼働同意の撤回を求めますが、いかがですか。

北海道電力社長から副知事に、基準地震動の策定に関し、審査ガイドに基づいた手法で評価していることなどについて確認をした旨の説明があったと答弁がありました。しかし、原子力規制委員長は、事業者によるデータの不正を審査で純粹に科学的に見抜くのは困難とコメントしています。これは、規制委員会の限界が明らかになったことを意味するのではないのでしょうか。

やはり、基準地震動策定に関わる元のデータの保存と、その内容を規制委員会が北海道電力に確認し、見直すことを知事から求めるべきと考えますが、見解を伺います。

以上、私の質問を終わります。（拍手）（発言する者あり）

○議長伊藤条一君 知事。

○知事鈴木直道君（登壇）丸山議員の再々質問にお答えいたします。

最初に、I Rに関し、カジノ依存予防対策についてであります。道としては、入場者が、カジノ施設を利用したことに伴い、ギャンブル依存症等の悪影響を受けることを防止するために必要な措置を求めるといった関係法令の趣旨や対策を踏まえ、厳格に運用されていくことが重要と認識しています。

道では、北海道らしいI Rコンセプトの検討の中で、来年度においても、ギャンブル等依存症

をはじめとする社会的影響への効果的な対応などの課題について、有識者懇談会において検討をさらに深め、検討状況を各段階で道議会にお示しし、御議論いただきたいと考えています。

次に、I Rに関する基本的な考え方の改訂時期についてであります。有識者懇談会は、I Rに関する基本的な考え方の改訂に向け、メリット、デメリットの両面の様々な論点に関し、専門的な知見から御意見をいただき、検討を深めていくために開催しているものであり、これまで懇談会において成案の取りまとめ時期はお示しをしていません。

道としては、引き続き、有識者懇談会における検討状況を、道議会や、広く道民の皆様にお示しし、御議論をいただきながら、本年秋をめどに基本的な考え方の成案を提示できるよう取り組んでまいります。

次に、泊発電所の安全対策についてであります。原発は安全性が確保されることが大前提であり、北電においては、保安体制の充実に向け、常に規制以上の安全レベルの達成を目指すなど、不断に取り組むべきと考えています。

昨年末、私から齋藤社長に対し、泊発電所の安全対策に万全を期すことなどについて求めたところ、齋藤社長から、安全性向上に向けた不断の努力を継続していくとの回答があったところであり、北電には常に緊張感を持って安全対策を徹底していただきたいと考えています。

最後に、泊発電所への対応についてであります。北電は、泊発電所3号機の基準地震動の策定に関し、社内確認を行い、齋藤社長から、原子力規制委員会の審査ガイドに基づいた手法で評価していることなどについて確認した旨の説明があり、担当副知事から、道民の皆様への丁寧な情報発信を行うことなどについて求めたところでもあります。

原発の安全性の確保については、国の規制責任と事業者の保安責任という枠組みの中で行われており、規制委において、審査、確認が行われるとともに、自ら責任を持って説明すべきと考えております。

以上でございます。

○議長伊藤条一君 丸山はるみ君の質問は終了いたしました。

山崎真由美君。

○1番山崎真由美君（登壇・拍手）（発言する者あり）それでは、通告に従いまして、順次質問させていただきます。

初めに、子ども政策に係る知事の政治姿勢について伺います。

2月26日に公表された人口動態統計の速報値では、令和7年の全国の出生数は引き続き減少しており、少子化は待ったなしの状況です。

一方で、東京都では出生数が増加に転じたと報じられています。東京都では、小池知事が選挙公約から子育て施策に力を入れ、018サポートなどの子どもへの定額給付や、第1子からの保育料の負担軽減、無痛分娩の助成など、これまでにない思い切った子育て支援を進めています。こうした先進的な取組が、子育て世代の安心感につながり、出生数の増加という結果の一因になっているのではないかと考えます。

道においても、国並みの施策だけではなく、北海道の実情に合った、より積極的な対策が必要ではないでしょうか。子どもを産みたい、育てたいと思える北海道をつくるために、経済的支援の充実、安心して働ける環境づくり、保育や医療の体制強化など、やるべきことは多くあります。

知事は、少子化対策を含めた子ども政策を道政の中でどのように位置づけ、取り組んでいくお考えでしょうか、その政治姿勢と具体的な方向性について所見をお伺いいたします。

次に、多様な学びの教育支援について伺います。

多様な子どもたちを誰一人取り残さない学びの機会を提供することは、私たちの責務であります。地域や家庭の経済状況にかかわらず、全ての子どもたちが質の高い教育を受けられる環境整備が今まさに求められています。

そこでまず、北海道高等学校遠隔授業配信センターの取組について伺います。

人口減少や教員不足が進む中、遠隔授業は、教育の質と機会均等を確保する重要な基盤であります。これまで配信科目の充実などに取り組んできたこと承知しておりますが、具体的な取組内容とその成果をどのように評価しているのか。また、令和8年度における取組について、教育長の所見をお伺いいたします。

次に、小中学校の不登校児童生徒へのオンラインによる学習指導についてです。

本道においても、不登校児童生徒数は多い状況にあり、学びの継続支援は喫緊の課題であります。学びの支援の一つにオンラインを活用した学習指導がありますが、不登校児童生徒が自宅でオンラインを活用して学習した際に、一定の条件により出席扱いにすることができると承知しています。

道教委では、これまでどのように周知をしてきたのか、また、今後、不登校児童生徒に対するオンラインによる学習指導の充実と出席の扱いの周知等にどのように取り組むのか、教育長の所見を伺います。

次に、不登校児童生徒に対するメタバースを活用した支援についてです。

メタバースを活用したオンライン学習支援や教育相談は、外出に不安を抱える子どもたちにとって有効な手段であり、時間や場所にとらわれない支援体制の構築をより一層進めるべきと考えますが、今後の取組について、教育長の所見を伺います。

最後に、知事等の給与等の改定について伺います。

今定例会にて、33年間据え置かれてきた知事等の給料及び議員報酬を増額改定する条例案が提出されました。長年据え置いてきた判断は、本道の厳しい財政状況を踏まえたものであったのではと私は受け止めております。

同様に32年間据え置いてきた千葉県、福岡県においては、今回も改定に向けた審議会は開催していないと承知しています。

北海道特別職報酬等審議会においては、昨今の物価高騰や賃金の上昇、道の一般職の改定状況から、増額改定の判断が適当との意見があったものと思いますが、一方で、道民も、賃金が上が

っている方もいますが、上がっていない方もおり、実質賃金は下がっているとの意見もあったと承知しております。

また、本道の財政状況は依然として厳しく、実質公債費比率は現在20%であり、今後しばらく上昇し、令和18年度には早期健全化基準である25%に近い24.1%に達する見込みとされています。将来世代への負担を考えれば、決して楽観できる状況ではありません。

まずは、こうした厳しい財政状況の中で今回の増額改定を行う判断理由は何か、そして、このタイミングが適切であるとお考えなのか、知事の所見を伺います。

以上、再質問を留保し、私の質問を終わります。（拍手）（発言する者あり）

○議長伊藤条一君 知事鈴木直道君。

○知事鈴木直道君（登壇）山崎議員の質問にお答えいたします。

子ども政策の推進についてであります。様々な環境に置かれた本道の子ども一人一人を大切な存在として、その成長を後押しするために、これまで大人が中心となってきた社会を、こどもまんなかに変えていくといった道の基本的な考えの下、道の関係部局が連携しながら、子ども関連施策を総合的かつ一体的に進めていくことが重要であります。

このため、道では、昨年4月、北海道こども基本条例を施行し、条例に基づき策定した北海道こども計画の目指す姿にこどもまんなか社会の実現を掲げたところであり、地域社会が一体となって子ども施策に取り組む環境を整備するとともに、こども政策推進本部で関係部局の取組を点検するなどして、計画に盛り込んだ、子どもや若者、子育て当事者の皆様のライフステージに応じた施策を効果的に展開し、希望する誰もが結婚や子どもを産み育てることができる北海道づくりに取り組んでまいります。

なお、その他の御質問につきましては、担当の部長から答弁をさせていただきます。

以上でございます。

○議長伊藤条一君 総務部職員監飯田滋君。

○総務部職員監飯田滋君（登壇）特別職の報酬等の改定についてであります。道では、昨年12月に、特別職の報酬等の改定について、経済界や労働関係団体などの有識者で構成します特別職報酬等審議会に諮問し、一般職の給与改定や道財政の状況、他都府県の動向のほか、知事の給料を3割減額するといった特別職の独自縮減の状況など、様々な観点から御審議をいただいたところであります。

その結果、現行の報酬等の額が、平成4年以降、33年間据え置かれていることや、この間の一般職の給与改定率の累積が最大となっていること、近年、国や多くの都府県において報酬等の改定が行われていることなどを総合的に勘案し、道の特別職の報酬等につきましても改定する必要があるという答申をいただいたところであり、道といたしましては、審議会からの答申を尊重し、関係条例案を提案したものであります。

○議長伊藤条一君 教育長中島俊明君。

○教育長中島俊明君（登壇）山崎議員の御質問にお答えいたします。

まず、遠隔授業配信センター——T—b—a—s—eの取組についてであります。道教委では、令和3年の開設以降、T—b—a—s—eの配信教科・科目の新設や、配信体制の整備を進め、配信教科・科目は8教科21科目から9教科30科目に、配信校は27校から32校に拡大し、受講生徒数は延べ570名から延べ952名となっており、受信校の生徒へのアンケート結果では、学びへの興味、関心が高まったとする回答が8割を超えるなど、小規模校における教育環境の充実に寄与しているものと認識しております。

道教委では、本年度、T—b—a—s—eに係る在り方検討会議におきまして遠隔授業の一層の充実に向けた検討を進めており、その検討結果を踏まえ、今後、指導方法の工夫改善など、本道における遠隔授業のさらなる質的向上や、持続可能な授業配信の体制づくりに取り組んでまいります。

次に、ICT等を活用した学習指導についてであります。国では、不登校児童生徒が自宅においてICT等を活用した学習活動を行う際に、訪問等による対面指導が適切に行われることを前提とするなど、一定の要件を満たす場合、校長は、指導要録上、出席扱いとすることができる取扱いとしております。

このため、道教委では、これまで、こうした取扱いについて、不登校支援ポータルサイトに掲載するなどいたしまして広く周知してきたところでございます。

今後も、不登校児童生徒の保護者交流会など様々な機会を通じて周知を図りますとともに、ICT等を活用した、学校と家庭などとの双方向型のオンライン学習と、学級担任やスクールカウンセラー等によるオンライン相談など、様々な方法を組み合わせながらきめ細かな学習支援が行われるよう、学校や市町村教育委員会に指導助言し、不登校児童生徒の学びの充実に努めてまいります。

次に、メタバースを活用した支援についてであります。不登校児童生徒のうち、学校内外の機関等で専門的な相談、指導等を受けていない児童生徒の割合が増加している中、道教委では、学びや支援にアクセスすることが難しい児童生徒に対応するため、インターネット上の仮想空間、いわゆるメタバースを活用し、学びの場や居場所を提供しており、参加する児童生徒が学習に主体的に取り組むことができるようになってきていることなど、効果が見られているところでございます。

今後も引き続き、学習メニューや子ども同士の交流機会など支援内容の充実を図りますとともに、市町村教育委員会を対象に、メタバースを体験する機会を設けるなど、積極的な活用を働きかけますほか、心理、医療等の有識者で構成する不登校支援運営協議会におきまして、多様な教育機会や居場所の確保に関する意見を伺うなどいたしまして、不登校児童生徒の支援体制の一層の構築に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長伊藤条一君 山崎真由美君。

○1番山崎真由美君（登壇・拍手）（発言する者あり）ただいま答弁いただきましたが、2点に

ついて指摘をさせていただきます。

まず、子ども政策についてです。

答弁の中で、地域社会が一体となって子ども施策に取り組む環境を整備するとありました。まずは、道のトップである知事が、誰にでも分かりやすい旗を掲げ、誰もが北海道は子どもを産み育てやすい地域だよねと思える環境整備や意識の醸成が大切です。

東京都が令和7年に実施した若年層及び子育て世帯を対象とした意識調査では、東京は子育てしやすいと思うと多くの方が答えたとしています。

一昔、二昔前から比べると、何倍も子育て支援は進んだと思います。ただ、その変化も、当事者以外はなかなかよく知らないこともあります。社会全体が理解し、地域みんなで子どもたちを育む姿勢や、サポートに取り組む社会機運の醸成が重要と考えます。関係部局の取組の点検だけでは、こうした変化を生じさせることは難しいと考えます。

知事の任期はあと1年ですが、次期も知事をとお考えであれば、選挙公約からこれまでにない思い切った子ども政策を掲げていただきたいと思います。

次に、知事等の給与等の改定についてですが、今回の改定は、特別職報酬等審議会の答申に基づく改定でありますので、答申の趣旨は理解しますが、一方で、先ほどの指摘のとおり、道の財政状況は、令和7年11月に総務省が発表した健全化判断比率の実質公債費比率は20%、これは、全国平均は10.1%で、全国で比べるとこの比率はワーストワンであります。将来負担比率は307%、全国平均は144.1%であり、全国的に見ても非常に厳しい水準であり、さらに、人口減少や出生率の低さなど、先ほど申し上げた子ども政策はもちろん、道政が直面する課題を考えると、現状では、道民の皆さんから理解を得られるかという観点では、非常に重要だと考えます。道の財政状況や道民生活の厳しさを踏まえると、時期としては慎重であるべきであり、道民が納得できる政策の結果を出すことが先ではないでしょうか。

まずは、歳出改革や行財政改革を優先して行い、財政状況を重視し、判断すべきではないかと指摘をして、私の質問を終わります。（拍手）（発言する者あり）

○議長伊藤条一君 山崎真由美君の質問は終了いたしました。

以上で通告の質疑並びに質問は終わりました。

これをもって質疑並びに質問を終結いたします。

1. 予算特別委員会の設置

1. 議案及び報告の予算特別委員会付託

○議長伊藤条一君 お諮りいたします。

日程第3のうち、議案第1号ないし第18号、第23号、第61号ないし第74号及び報告第1号については、本議会に46人の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長伊藤条一君 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

（上の議案付託一覧表は巻末**議案の部**に掲載する）

1. 予算特別委員の選任

○議長伊藤条一君 お諮りいたします。

ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第6条第1項の規定により、配付してあります名簿のとおり指名いたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長伊藤条一君 御異議なしと認めます。

よって、配付してあります名簿のとおり選任することに決定いたしました。

（上の委員名簿は巻末**その他**に掲載する）

1. 議案の食と観光調査特別委員会及び人口減少問題・地方分権改革等調査特別委員会付託

○議長伊藤条一君 お諮りいたします。

議案第19号については食と観光調査特別委員会に、議案第52号については人口減少問題・地方分権改革等調査特別委員会にそれぞれ付託することにいたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長伊藤条一君 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

（上の議案付託一覧表は巻末**議案の部**に掲載する）

1. 議案の常任委員会付託

○議長伊藤条一君 次に、残余の案件につきましては、配付してあります議案付託一覧表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

（上の議案付託一覧表は巻末**議案の部**に掲載する）

○議長伊藤条一君 以上をもって本日の日程は終了いたしました。

【令和8年（2026年）3月9日（月曜日） 第7号】

3月10日の議事日程は当日御通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後5時25分散会